

第9回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日 時 平成17年12月 5日(月)

午後1時～午後5時

場 所 長野県庁西庁舎111会議室

事務局

それでは大変長らくお待たせをいたしました。定足数に足りましたので、これから第9回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会を開催させていただきます。

それでは最初に、木曾茂生活環境部長よりあいさつを申し上げます。

木曾部長

(あいさつ)

事務局

申し遅れました。私は温暖化防止ユニットの竹松と申します。本日、上條委員、諏訪委員、牧内委員がご欠席ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは委員長さん、よろしくお願いいたします。

高木委員長

お忙しい中を、また足元の悪い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。今お話がありましたように、木曾さんが地球温暖課長のお仕事をしながら、なおかつ部長にもなられたということで、ある意味で大変お忙しいとは思いますが、我々にとっては心強い方が部長になっていただいたんで、県のサポートもいよいよ熱くやっていただけると期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今日は第9回ということで、いよいよ細かい、これまでずっと「やらなければいけないね」と言いながら置いてきてしまった、細かい数字を含めたことを検討しなければいけません。あちこちのところで、早くその数字を決めろと言われていながら、なかなか決められなかったわけですが、この数字に関しては今日ぜひとも決めたいというふうに考えておりますので、審議の推進によりよくご協力をお願いいたします。

それでは、会議事項に入らせていただきます。最初に「(1)義務づけの基準等について」ということで、まず資料についてご説明をいただいたあとで、話し合っていこうと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局

(資料により説明：15番、19番)

高木委員長

一気に説明するよりは、少しずつやっていった方がいいかもしれませんね。そうしますか。いいですか。

じゃあ、いったんここで切って今の2つについて、ディスカッションを始めたいと思います。

最初の方です、15番。事業者のうち規則で定める、「しゃ」と読むんですか、ここでは。

事務局

要綱は「しゃ」です。「もの」ではなく、「しゃ」で。

高木委員長 はい、分かりました。規則で定める者は、規則で定めてという、ここの部分です。素案として決めてはいませんでしたけれど、コンセンサス的なものとしては、当面スタートは国に準じて1,500kℓというような意見も、これまでも出ていたかと思いますが、この数字の取り扱いについていかがでしょうか。
今、お配りいただいたのが・・・。

事務局 現行省エネ法の、第一種、第二種の対象工場です。

高木委員長 はい。

川妻委員 ちょっと説明してくれるとありがたい。説明。

事務局 事務局の松本です。ちょっとすみません。今、表題とか付けずにお配りしてしまっただけですが、これが現行の省エネルギー法に基づきます第一種、第二種のエネルギー管理指定工場として、これが今お配りしたペーパー、まず表側から第一種に指定されている工場が出ておまして、現行では熱と電気が分かれていますものから、電気が一種でも熱が二種とか、そういう方がございます。
ですから左から2番目の区分のところをご覧いただきますと、 の頭の会社が二種の熱と書いてあるんですが、この会社は一種の電気があるということで、この1ページに載っております。
この1ページ目からずっとめくっていただきまして、2ページ目、3ページ目、4ページ目、5ページ目までが第一種に指定されている工場です。6ページ目からが、第二種に指定されている工場として、実は一種と二種の方でダブリがございまして、でするので一種と二種に分けて表が作られているものから、一種の方で指定されている工場が全部で73、それから二種の方で123ということで、延べで・・・。

川妻委員 ちょっと、もう1回言ってください。一種が。

事務局 一種が73です。二種が123になります。すみません、左肩に番号が一連に振ってございまして、それで足していただきますとその数になるのですが、若干ダブリがございまして、現行の省エネルギー法ですと200弱ということになります。
これが今後の新しいものに変わりますと、ちょっとどのようになるかというのは分からない部分がございまして、一応現行につきましては、このような状況になっているということでございまして。

高木委員長 確認のために、一種の熱、一種の電気、二種の熱、二種の電気の数値を、一応教えてください。大変？。

事務局 申し訳ありませんが、それは、数えていないので、この表 あれなんです
すが。

高木委員長 そうですか。
いやいや、数という意味は何kℓ以上とか、そういう数値を。

事務局 すみません。第一種につきましては、熱に関しまして原油換算で年間3,000kℓ以上の使用量。それから一種の電気につきましては、年間1,200万kWhでして、二種は熱の場合が年間1,500kℓ以上、電気が600万kWhとなります。

高木委員長 はい、ありがとうございます。
ですから、原油に換算して1,500kℓ以上というふうにしたときには、この表に出ていない会社が入ってくることはあり得るし、それから電気600万kWhを原油に換算すると、いくつになるというのはお分かりですか。

事務局 基本的には1,500kℓ。

高木委員長 1,500kℓなんですね。ということは、今ここに載っている合計約200の会社は全部入ってきて、これまでは合算しなかったのが合算することにより、新たに入ってくる会社が増える。落ちる会社はエネルギーが少なくなれば別ですが、基本的に落ちる会社はないというようなイメージの数字になったということですね。
かなりのところが、長野県を代表するような会社が入っているような気はしますが。病院なんかでも、大きいところは入ってきている。大学も入っていますね。佐久総合病院も入っていますね。浄水場も入ってきていますね。イオンの佐久平店も入っていますね。ホテルで国際21なんかは、入っているんだ。

黒沼委員 入っていますか。

高木委員長 入っています。二種の94番。何で信大が入ってないのかな。

橋爪委員 入っていますね。

高木委員長 入っていますか。気がつかなかった。

川妻委員 一種。

高木委員長 一種ですね。

川妻委員 一種です。43番です。3ページ目の下の方。

高木委員長 はい、分かりました。そりゃそうですよね。

川妻委員 ちょっと、質問していいですか。

高木委員長 はい、どうぞ。

川妻委員 神奈川県とか滋賀県が、従業員20人あるいは21人以上かつ重油換算で1時間で50 使用するボイラーを設置しているところとかいうのを入れているんですね。この状況というのは、何か情報というか、この趣旨と、ボイラーを設置しているというのはどういうところになるのかとか、そういうことは少し分かりますか。あるいは実施状況とか。

事務局

すみません。この2件につきましては、ボイラーでうんぬんというのは大気汚染防止法の関係でばい煙発生施設というのを捉えるのと同じ基準を使っているようでして、その点この2件、恐らくさっき申し上げた公害防止の関係の条例ですとか、そういったものと温暖化対策を組み合わせているところがございまして、そういったところで同じ基準を使っているのではないかと推測されるんですが。このボイラーで50 / 1時間というのは、そういう大気汚染防止法の関係で使っている基準ということのように聞いております。

高木委員長

だいたい・・・。

橋爪委員

ちょっといいですか。

高木委員長

はい、どうぞ。

橋爪委員

この規則というのは年度を変えて、初年度はこうだと。次年度は、ここまで拡大するというようなことを決められるんですか。それとも最初のことしか決められなくて、翌年度はまたその次、翌年決めるのか。それはどんなふうな形でできるんですか。

川妻委員

それは、私が答える。

規則は、都道府県知事とか市町村長が決められる、一応立法なんですよ。その中に条例ほどきつくはないんだけど、罰則も入れられるんですよ。規則は、ただの細則じゃないんですよ。

ただし、その首長が議会で掛けなくても、これは必要だという規則を定めることはできるんで、必要に応じて一年後にはこうするんだという規則を設けて実施するというのは、いくらでもできるんですよ。

だから逆に、この規則というのは大変やりやすいし、状況によって変化できるんだけど、場合によっては条例で議会で決まっても、規則でこういう細かいことを後退させることもできるんですよ。前進もできるけど、後退する。あるいは骨抜きもできるんですよ。だから両刃の刃なんです。

極端なことを言うと、だから県政全体がこれについては非常に消極的になったという場合には、知事がこの規則を後退させるということは十分できる。議会は、それには関われないという、そういう欠点もあるんですよ。そういう意味でいうと。だけどこれは議会でいちいち諮るといってもしないので、前進させることもできるし、使い勝手をよくすることもできるという、使いようによってうまく使えばよろしいと。

橋爪委員

分かりました。いいですか。

私は、こんなふうに考えています。まず初年度は国の基準に従って、事業所という形で運営をして、それを出してもらおうと。だけどこれは、「それだけじゃないよ」ということを、初年度のうちに「翌年はここまで拡大するよ」ということを明示して、書き方が分からないとか、いろいろなことを言われるのに対応して、先行事業所がどんな形で出してくるのか。県としても、どのように高揚していくのか。

それを見習うという形で、私は単発ではなくて、「翌年ここまで拡大するよ」

というのを前提で、国の基準で進めたらどうかと。あまり最初から混雑が起きないように、だれど拡大するというのを、意思をちゃんと入れておかなければいけないと思いますので、そんな方法で決めたらどうかと思いますけれどもいかがでしょうか。

高木委員長

はい。今、具体的なご意見が出てきています。

橋爪委員のおっしゃっているのは、例えば1,500kℓ以上として、ただし年度ごとに見直しをし、平成19年度はいくつにするというところまで書き込んでしまうということだね。

橋爪委員

ええ、そうです。

川妻委員

いくつにするという提案はおありですか。

橋爪委員

特にないんですが、最初に議論をした産業界の何割が枠に入るかという、そこがひとつのポイントになってくるかなというふうに思います。

どのくらいの割合を把握し削減していくのかというのを議論したと思うんですが、そこがひとつのポイントになるような気がしていますけどね。場合によったら3段階ぐらいになるかもしれないなと思っていますが、7割とか6割とか8割とか、最初いろいろ議論があったと思うんですが。

高木委員長

ただ、規則の中に例えば捕捉率が7割を超えるまでは、年度毎にこの数値は小さくしていくみたいなことを書くという、そんな書き方ってできるんですか。

橋爪委員

いや、それはできないと思って。そう思うので、例えば分からないんですが、最終的に1,500kℓでスタートしたら次に1,000kℓで、次に500kℓぐらいのところまでやったらどうなるかなと思っていたんですが、あまり小さいところをやっても大変な気もしますし、世の中の流れを決めるという形でいえば、大きいところが、企業としては大きいところは今もやっているんですが、そういうことをやっているということが、私は重要だと思いますので。

捕捉率でそれでどのくらいいくかなというのは興味があるんですが、あまりいなくても仕方がないかなとも思っております。むしろ、企業が進めているということを一般県民が、しっかり知ってもらっているので、県民層が生活スタイルを変えとか、そこにいくときに企業は率先してやっているということが、私は重要だと思っていますけれども。

高木委員長

いかがでしょうか。今、かなり数値としては、ちょっと驚いたぐらい大胆な数値をおっしゃっていただきましたけれど、京都議定書のタイミングを考えれば、例えば1,500kℓ、1,400kℓ、1,300kℓというような数値はちょっとないだろうなということは、想像がつかますよね。

黒沼委員

そうですね。

高木委員長

「翌年は1,000kℓとする」というようなことまで書いてしまえば、要するにかなりの事業所でそれなりの準備を始める余裕が1年間できますので、仮に500

kℓまで下げても1日1kℓ以上、1.5kℓぐらい使っているから、1日1,500の重油を使っている工場ですから、要するに毎日毎日タンクローリーが入ってくるような工場のイメージですよ。だから相当大きいことは大きいはずなので、確かにそのぐらいはあり得るのかもしれない。どうでしょう。

川妻委員

私も橋爪さんの提案には賛成で、初年度1,500kℓ、次年度1,000kℓというところまでは、我々の意見としてはしっかり出して、知事がどういうふうに裁量するか、この規則は我々が書いたからといってそのとおりになるということではないでしょうけど、そういうのはいいんじゃないでしょうか。

3年目は500kℓにするというところまで書けるかどうかというのは、ちょっと私も自信がないのでよく分からないんですが。

高木委員長

皆さんのコンセンサスが得られるならば、取りあえずここには書いておいて、最終的にどうされるのかは、県の方で決めていただくというのがいいわけですよ、それで。というか、我々に決めようがないんですから。

事務局

言われていることはよく分かります。ただ私の経験上だけで申し訳ございませんが、確かそういう規定は、たぶん規則には盛れないのではないかと思います。

それで思うに、これは来年、仮に4月1日から施行するということになりますと、改正省エネ法を使いますので、改正省エネ法は18年4月1日の施行ではあります、19年の6月ですか、初めての報告というのが来るわけですよ。

従って企業は、事業者は18年度に計画を立てて、その計画を実践をし、19年に初めて報告が改正省エネ法で出てくるというようなことになりますので、私どもも18年度から計画を立てる事業者については適応できるだろうということで、改正省エネ法を一応案として挙げてございます。

それで条例の初年度ということになりますと、非常に適用ですとか、事務と申しますか、新たな準備のところ、事業者は恐らく混乱をされると思います。そういう意味でいきますと、1年でいいのか、2年でいいのか分からないんですが、この条例というのが定着をしたときに、その時点で捕捉率というのはどのくらいなのか。というのは、今現在長野県の排出量というのはいくらか分かりませんので、そういう意味では1年目は捕捉率を出して、出せないといいますが、そんな状況ではないかと思います。

そうなりますと捕捉率として、初めて確定できるのは20年になるのではなからうかと。19年の実績が報告されたときに、やっと捕捉率として、県としての数字をお示しできるのかなというような気がします。

従いまして1年目1,500kℓ、2年目1,000kℓ、3年目500kℓという目標、そういうふうにしていかなければいけないというのは、重々よく分かりますけれども、それだとちょっと早すぎるのかなという気が、私個人とすればそんな感じを持つわけです。

定着して、県民の皆さんが、長野県にはこういう条例がある。それによって、公表された数値は、こういう数値だと。こういうことをやっているんだと。じゃあ県民の一人として、こういうふうにはやらなければいけないよ、というようなものがだんだんと定着した中では、1,000kℓにしても500kℓにするにしても、ある程度コンセンサスが得られるような気がするんですけど、そんなに短兵急だといかがなものかなという、ちょっと危惧する部分があります。

高木委員長 どうでしょうか。そうすると、1年目1,500kℓ、2年目1,000kℓというのは、すごく魅力的ではありますが、現実的には難しいよというご指摘なので、1年目は1,500kℓ以上使用する事業所として、以降を要するに県内の捕捉率が7割を超える程度まで順次範囲を拡大していくというような書き方まではできると。

川妻委員 この検討会としての意見として。

高木委員長 もちろん、もちろん。

黒沼委員 そうだね。

事務局 条例に書くことは、ちょっと難しいと思うんです。規則に書くことは、難しいと思いますけれど。ただ条例の見直しもございますでしょ。

高木委員長 はい。

事務局 それを3年目に見直すのか、あるいは5年目に見直すのか、そういうのは見直しの時期は規定できるかもしれない。見直しの時期は規定できると思いますので、そこの絡みも合わせて条例を見直すときに、当然に基準というのは見直していけなければいけないと思いますので、捕捉率でいくのか、見直しの時期で統一するのか。

高木委員長 なるほどね。どうでしょうかね。見直しの時期としては、京都議定書を考えれば2010年ということはあるので、やっぱり。でも2006年にできて、2007年に見直しというのもあまりに何も分からないうちに、評価も定まらないという意味では2008年度に、平成20年度に見直すぐらいのことは書いてもいいのかもしれない。年度とすればあれですから、2009年の3月に見直すという意味ですから、そのときに当然規則を見直していただければ、1,500kℓを1,000kℓにすることはできるかもしれないという。

川妻委員 この基準は、条例本文は変わらなくても、ね。今やっているのは、規則だから、規則についての意見だから。条例見直しと、必ずしもリンクしなくても。

高木委員長 はい。でも条例を見直すときには、規則も見直すでしょうという、逆はいいいんだらうから。

川妻委員 そうですね。

高木委員長 じゃあ、このぐらいのところで、一応素案の1,500kℓ/年以上使用する事業所として、新しい捕捉率が7割程度になることを目指して、この範囲は拡大していくというのは。

橋爪委員 私は、それでいいんじゃないかと思うんですけど。というのはどういうことかということ、こうかつと言うか、産業界は今までもそうなんですけど、かなりや

っているんですね。やっけて7割うんぬんということより、違うことに注力した方がいいんじゃないかなと、むしろ私はこんなふうに思っています。

初年度は事業所単位で、翌年度からは事業者単位、いわゆる県内の事業所をまとめていくらということて管理をしていくという形で、逆にいうとちょっと最初の意見と違いますが、最初は国の改正省エネ法に従って事業所という形でやっけて、翌年は事業者、これからは事業者で管理するんだよ。

会社、そうすれば大きいところが引っ掛かってきますので、そうしたら若干、翌年はもう広がってくるということがあるんで、長野県は事業者単位で今後は把握するんだよという方向をはっきりさせておくということて、後はその量をどのくらいまでやるかということ、たぶん7割までやるということ、かなり細かいことまでやらないといけないかもしれないんで、事業者で、いわゆる大きな事業者から順次やっけていくという形でやっけていったらいいかなと。

その方向だけ出しておいて、あとは年毎にだとか、捕捉率うんぬんでまた議論してもらえばいいんじゃないかと思はすけどね。我々としては、事業者単位でやるんだと、事業者単位で翌年度から範囲を拡大していくんだという形でどうでしょうか。

高木委員長 いかがでしょうか。

宮本委員 事務の手間も省けるのではないのでしょうか。

高木委員長 事業者単位に出していただくとしたときに、すべてまとめてしまて要するに、もちろん事業者にとっては、どの工場がどのくらい出しているというのは分かっているけど、それがオープンにならなくなっちゃうという危険性はないんですか。

橋爪委員 いや、それは出し方で、事業者で各事業所ごとに出しなさいといえはいいわけですよ。

事務局 はい。ですから今の橋爪委員さんのおっしゃるお考えを規則にするとしたら、まずは最終目標を本文に書いて、ただし書きで「18年度は事業所ですよ」というふうに書くんたろうと思はす。

高木委員長 なるほど。

事務局 その逆は、ちょっとあり得ないと思はすので。

橋爪委員 はいはい。

高木委員長 つまりエネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業者と書いておいて、ただし18年度は事業所とする、と。

橋爪委員 そういうことですよ。そういうことだとすっきりする。

高木委員長 じゃあ、割と皆さん納得していらっやるので、ここの部分は今、高見澤さんがおっしゃったような形でやるということてよろしいのでしょうか。

全委員

はい。

高木委員長

はい、ありがとうございます。次です。

次は24時間の話ですが、最初からフランチャイズのところをどういうふうに扱うかというのは、我々も結論が出せずに来ていたわけですが、今日どうしてもしなきゃいけないということで、京都市では一つ一つの店舗に対してではなくて、本部というかチェーン全体に対してということをやっていると。

県としてそれをどうするのかというのがひとつの問題。それからもうひとつの問題は、なんでこの24時間のことだけが独り歩きするのかという、県民意見にどういうふうにするのか。先ほど理論武装というふうなお話をされていましたが、その部分のお話のことです。

黒沼委員

理論武装のところは、時間がないので後回して、ひとまずフランチャイズ本部ということには私は大賛成で、京都市に習いたいと、こういうふうに思いますが。

高木委員長

はい、いかがでしょうか。

逆に言うと、フランチャイズの方法を取らなければ、ほとんど引っ掛かるところはなくなるわけですよ。ほんとにごくわずかなスーパーが引っ掛かってくるだけで、ほとんどのところは引っ掛からない。フランチャイズにすれば、かなりのところは引っ掛かってくるという話だと思うんです。

川妻委員

それにしても、この素案によると上の方と同じで、年間1,500k θ 規模というのは、この業種に当てはめると、相当のスケールになるので、該当するのがどのくらいあるのかというのは、ちょっと見通しというか、想像が少しづつづらいい、そのあたりがおありなら。

高木委員長

例えば、コンビニエンスストアだと、ローソンとかセブンイレブンとか、あの手の大手になると県内の店舗数というのはどのくらいでしたっけ。

事務局

セブンイレブンは340ちょっと。コンビニは年間消費量は、セブンイレブンさんとかいくつか出ているんですが、オープンになっていまして、だいたい150MWh。だいたい概ね、年間の。

高木委員長

1店舗ということですね。

事務局

はい。だいたい年間の電気使用量が150MWhということになっています。

高木委員長

そうすると、150MWhだから、キ口。

事務局

だから15万kWhですね。

高木委員長

15万kWhですね。そうすると600万kWh以上というのに相当するとすると40店舗。

事務局 そうですね。

高木委員長 そうですね。40店舗のフランチャイズチェーンだと、このぐらいの数字で入ってくる。40店舗以下のフランチャイズチェーンというと、ドラッグストアとかを除けば、ほとんど入ってきちゃうかな。

川妻委員 それで1,500kℓになるといふところになるわけだね。

高木委員長 電気の方、600万kWhか。

川妻委員 はい、はい。そうでしたね。

高木委員長 自動販売機の方でいうと、個人でオーナーになっているところは全部落ちる。キリンビバレッジとかサントリーとかの直営でやっているところは、たぶん乗っかってくるというイメージでしょうか。

川妻委員 自動販売機で、そのくらい乗っかってきますか。

高木委員長 今、数字を持っていませんが一つの自動販売機で、昔は4kWhぐらいでしたよね。4kWhぐらいの消費電力だよと言って、普通の住宅と変わらないよと言っていたんですよ。
それが最近減ってきて、例えば2.いくつ(kWh)になっているかもしれないけど、例えば2.何とかkWhとして、それが24時間365日かかるわけですよ。それを掛け算して、それがいくつになるかという計算をしていけば分かるんですが。

事務局 よろしいですか。自販機工業会が2006年に、1台あたり年間1,734kWhにする予定だということを書いてあります。

高木委員長 1台あたりですよ。

事務局 はい。

高木委員長 0.17万kWh。

事務局 はい。それでだいたい重油換算にすると、3,600台か3,700台ぐらいのところ、そこに到達するのではなかろうかという試算です。

高木委員長 長野県内の自動販売機の数、いくつだっという話だっけ。

事務局 カップ式を除いて、一昨年の調査数値で57,600台余りです。

高木委員長 ということは、大手はやっぱり引っ掛かってくる可能性は高いと。

事務局 4・5社は引っ掛かる・・・。

高木委員長 4・5社は引っ掛かってくるんですよね、たぶんね。

事務局 その辺が微妙で。

高木委員長 だからかなり使われているところでも、引っ掛かってこない自販機も出てくる可能性はあると。間違いなく引っ掛かりそうな、皆さんがイメージされているようなところは引っ掛かるけど、ひょっとしたら皆さんが引っ掛かるだろうと思っても、引っ掛からないところもあるかもしれないということです。
じゃあ、数値としては無理はないですよね。

川妻委員 まあまあというか。だいたい分かった。

黒沼委員 だけど、引っ掛からないところが、ほんとは問題なんですよ。

高木委員長 ほんとはね。

黒沼委員 でも、そういう数字で。

高木委員長 しょうがない。

黒沼委員 しょうがないですね。

川妻委員 実効性で、しょうがないですね。

高木委員長 例えば、ここの15番と同じように1年目は1つ1つで考えて、2年目から事業者と入れる方法もないわけじゃないけど、1つって1年ぐらいは1個も引っ掛からなくて、2年目に するわけで。

事務局 この項は、もう事業者で捉えていますので。

高木委員長 そうですよ。

事務局 1台ずつとか、1店舗ずつという考えはございません。

黒沼委員 でもこれはアドバルーンで出すわけですので、ね。これで、どうでしょうか。

高木委員長 要するに、ほかの事業者のうち、もし仮に19番の項目が一切なかったとしても、24時間営業というのが一切なかったとしても、15番で2年目になって事業者となるならば、そこで引っ掛かるということですよね。そうですね。
それを、24時間営業をしている人は、その社会的な影響を考えて、1年目からやってくださいとお願いするだけです。

事務局 そうということです。

高木委員長 そうですね。それは、理論武装というと変だけど、理屈の上では十分あり得る言い方ですよ。

ちょっとさっき気になったんですが、素案の のコンビニエンスストア何とかかんとかって、片仮名がいっぱい書いてあって、最後に「等」と書いてありますが、ここに「等」って入れていいんですか。ファミリーレストラン等がという、「等」を規則のところまで入れてしまっているんですか。

事務局

このアスタリスクは、規則の条文に入るという意味ではなくて。というのは、いろいろなものが考えられますので、イメージとしてあるのはこういうものということで例示をさせていただいたということです。

高木委員長

そうですね、分かりました。

事務局

だから逆に、対象外とするものを決めるのか、対象にするものを決めるのか、というのは私ども24時間でやっているものが、どういうものがあるかというのは、全部把握できているわけではないので、そこが問題なんです。

川妻委員

いろいろな種類があっても、規模が比較的小さいのではなくて、大きいのを狙うものでね。

事務局

そういう意味では、一番は要綱の説明会にもありましたが、病院とか警察も入るのかというような質問がありましたけれど、基本的にそういうものは除くというのでいるんですが。

高木委員長

ただ、国の方でも病院が入っているわけですから、いずれにしろ2年目になれば15番のほうで病院も入ってくるし、警察はもともと公的なところだから入ってくるわけですね。

事務局

従って24時間については、24時間営業を常態とする、最初は事業所とかになっていたんですが、それを店舗というふうに名前を変えさせていただきました。店舗とすれば、病院とか警察は店舗ではありませんので、そういうところは除かれると。そうすると店舗とは何ぞやということになりますので、アスタリスクのところで書かせていただいたということで、ファミリーレストラン等というのは、ここに例示のないもの以外があり得るという前提です。

高木委員長

聞いてみるとだんだん納得できるような文章ができてきているのかなと思いますが、どうでしょうか。この素案でよろしいでしょうか。

宮本委員

自販機は、飲食物に限定するわけ。

高木委員長

飲食物以外の自販機で、たばこは考えられますが、たばこはそんなエネルギーは使って。でも、たばこの事業者というところあるんですか。

宮本委員

たばことか、あと。

高木委員長

たばこって買い取りになるんじゃないですか、あの機械。

宮本委員

ビデオソフト。コインロッカーとか、自販機というくくりで、業者からいた

だいたところ書いてあるんですけど、自動サービス機というくくりで、ビデオソフトとかコインロッカーとか、パーキングメーターとか入っている。

高木委員長

ガソリンスタンドのセルフなんて入っちゃうの。

橋爪委員

入っちゃうね。

事務局

対面じゃないという形で機械的にやっていますので、券売機とかみんな入ってきます。

だから駅の券売機も、あれもこの範疇に入ります。

高木委員長

そうすると事業者とすれば、JR東日本はこの自動販売機のところへ入ってきちゃう。もっともJR東日本はどちらかへ入るんですから、どうでもいいといえばどうでもいいけど。

事務局

それでやはり、熱を使う。冷やしたり温めたりという、それが非常に熱量を食うということで、それを前提にしていますので、単なる照明がついているとか、そういう部分というのはもともと消費量が少ないので、除外したらどうかというのがある。

高木委員長

それで飲食物になったと。

事務局

それで、飲食物というふうにさせていただきました。従ってビールですとか、清涼飲料水、それから温めるといえばコーヒーですとか、そういうものが入ってきます。ただ、最近パンを自動販売機で売るのがありますので、あれは温めたり冷やしたりもしないので、ああいうのはどうするのかなというのがありますけれども。

高木委員長

でもそれって、そんなにめちゃくちゃ数があるわけじゃないから、1,500kℓにかかってこないんじゃないですかね。引っ掛かってくるほどの大きなところで成長するならば、それはやる責任が出てくるわけだから。

川妻委員

どこにも書いてない。飲食物って書いてない。どこ。

宮本委員

何か、食品自動販売機というので、インスタントめんとかハンバーガー、アイスクリームとか。

高木委員長

だからそれは今、飲食物で入ってきますよね。入っていいと思いますよ。

橋爪委員

見つけた。

川妻委員

見つけた、これか。

黒沼委員

飲食物、ごめん。

事務局 2004年までですから、昨年末の自販機の台数でいきますと、これは全国ですね。全国で約550万台あるんですが、そのうち265万台が、いわゆる飲料の自販機でございます。従って40数%の自販機が飲料水、飲料関係ですね。

あと食品はほとんど少なく、約12万台ぐらいしかありませんので、いずれにしても一番多いのが飲料自販機ということで、それで飲食物というふうにさせていただきます。おいてあります。

高木委員長 さっき長野県内に、何とおっしゃいましたっけ。

黒沼委員 長野県内は、57,000台。

高木委員長 57,000台。

川妻委員 57,600台。

高木委員長 全国平均だと、だいたい150人に1台ぐらいの自動販売機なんですが、長野県内は。

宮本委員 68,000。業者さんの説明では、全部合わせて68,000台とおっしゃっていました。

高木委員長 そうですか。それは全部合わせてでしょ。

宮本委員 飲食だけではありません。

事務局 カップメーターのは除いてあります。

宮本委員 そうですか。

事務局 はい。

高木委員長 だから全国平均よりは、長野県は人口あたりの台数は多いですよ。広いからしょうがないのかな。

橋爪委員 面積が広いからでしょうね。

高木委員長 が広いんですね、たぶんね。

橋爪委員 ということは、逆に言えば効率が悪いんだね。

宮本委員 そうでしょうね。いらぬところにあるんですよ。

黒沼委員 普通に寒暖の差が激しいから。

高木委員長 どうでしょうか。この事務局案ではまずいということは、特に皆さんなさそうなので、これも事務局のこの数字をそのまま使うということで。

橋爪委員 いいと思いますよ。理論付けもできているような。

高木委員長 できているようなところがありますよね。

橋爪委員 あるんですね。

高木委員長 最初は、私も1,500kℓと書いてあるのを見て「えっ」と思ったんだけど、よく考えると、これは正しいのかもしれないですね。やっぱり理論付けがある程度納得できるようにいかないと、感情論でいうといろいろあるからね。

黒沼委員 そうですね。これでいいんじゃないですか。

高木委員長 それでは19番も終わりました。じゃあ、もう一回28番からご説明をお願いします。

事務局 その前に、なぜ24時間を出し出すのかというのを、この場でお決めいただきたいと思いますが。

川妻委員 県民計画に、これは入っているものなので、県民計画の議論のときにこれがなぜ入ったのかというようなことを、ちょっとおさらいというか、そういう意味でちょっと関係の方からご発言をいただければと思います。

岡本委員 一番最初に、温暖化対策ということを考えるときに、スタートラインで議論になったことがございます。それは1973年のオイルショックのときに石油2法ができて、ご記憶のように銀座のネオンが早く消えたり、ガソリンスタンドの日曜営業を自粛したり、テレビが深夜放送を自粛したりというふうな形で、いわば資本主義社会の中であって、経済活動の自由を制限するというふうなことが行われました。

 当時は当然そうなんですが、石油が国際情勢の下で石油の価格が上昇したという、それ自体は非常に日本経済にとって難しい局面だったとは思いますが、その後解決したことからも分かるように、単に価格の高騰ということに対して、そこまで踏み込んだ施策を国というレベルでできた。

 今回同じ石油の問題が、地球温暖化ということで30年後にまた懸案となってきたときに、これは価格うんぬんの問題ではなくて地球環境そのものの存続を揺るがしかねないというふうな状況、それについて初めて国際的な科学者レベルの合意のもとに、京都議定書ができた。

 こういうまったく違った、さらに価格問題とは比較にならないような重要な局面において、国が当時と同じ程度のことやっていないということに対して不信感がありました。何か、つまりライフスタイルを変えていくというようなことを、踏み込んでいかなければとても解決しないんじゃないかというふうな理論の中から出てきたのが、この24時間の問題。

 つまり経済活動に一定の制限を加えるところまで考えながら、環境と経済の両立というふうな奇麗事という言葉はあるんですが、そういった中でやはり一步踏み込むというふうなことが必要なのではなからうかというふうな議論があったというふうに思っています。

それで今、ちょうど議論をしていた24時間というふうに、表現が変わってきたというのは、ある意味あまりピンポイントに名指しをするということ、少しフォーカスを広げるというふうな意味合いで出てきたのかなと思っていて、それがまた今逆に24時間といったときに、警察も病院も入っちゃうのかいというふうな議論に戻ってきているんだと思うんですね。

そういう意味で本来、国は要するにどういったらいいんでしょうか、啓蒙啓発をする中で、温暖化対策を国民に理解してもらって、適切な消費活動をする中でこの問題は解決していこうというふうなシナリオになっているんですが、実は啓蒙啓発というような掛け声で世の中が劇的に変わった試しはなくて、やはり実際に使い勝手が良いものが使われていくという中で、少しそういったことに踏み込まなければ、大きな舵は切れていかないのではないかという議論はあったように思っています。

それを正当な理由と見るか見ないかというのは、いろいろ立場の違いであるのかなというふうに思っていますけど。

橋爪委員

趣旨のところの最後の方の段階でありますけれども、「この条例は長野県の自然的条件とともに地域ごとにそれぞれ魅力あふれる社会的条件を生かすことで、持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を教示できる社会を、県民、事業者、市町村、県の知恵の発揮と実践行動及び協働により実現させようとするものである。」という、この持続可能な社会と真に健康で文化的な生活を教示できる生活というところに、舵を切るということでこれを入れてありますということはどうでしょうか。一言で言うと、さっきいったような話なんですけど。

黒沼委員

私も付け加えなんですけど、例えば青木村で子供たちが非常に自然環境に恵まれているのに、夜一軒だけある24時間のコンビニの後ろ側にたむろしていて、大変それに困っていると。声を掛けるにも、何をされるか分からないので、ただみんな見守っている段階であるという、そういう聞き取りがありました。

つまり持続可能な社会を構成する、次世代を担う子どもたちが、環境のいい自然環境と切り離された生活を余儀なくされる、そういう都会と同じような環境に今、置かれようとしていると。そこにくさびを打つ意味でも、非常に問題提起をしたということなんですけど、換算できないところが非常に残念なんですけど、二酸化炭素がどれくらい排出して、そこにエネルギーが集中しているかというようなことを、換算できないのが非常に残念なんです。

しかし努力していけば、そこに車が何台入ってきて、排出ガスがどのくらい出ていったのか、1時間当たりどのくらい移動したのかというようなこと、それが今現在なくなった場合とある場合でどういうふうに違ったかというようなことを、非常に克明にひとつシンボルティックにやれば、必ず出てくるんじゃないかと思うんですけど、ただそういう裏付けがなくてごめんなさい。

高木委員長

いかがでしょうか。今のご意見は、基本的に橋爪さんがおっしゃったように、持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受する社会を目指すのであるならば、24時間いつでもサービスできるよという営業形態は、必ずしもそれには向いていないでしょうということで行こうという意見だろうと思いますが。

それをやめると何%浮くとか、そういう話じゃなくて、社会のあり方として、どうしてもそういうライフスタイルを取らざるを得ない仕事がある世の中に存在するわけですから、それをすべて否定するつもりはまったくないですけど、何も

社会全体でそっちを向く必要はないでしょ。24時間型社会が、いい社会であるという方向性に向く必要はないでしょうというのが、この条例の根本にありますよと。持続可能な社会には、それはないでしょうというのがあるということで、理論武装にはならないですか、まだ。

川妻委員

ちょっと私の意見を付け加えると、長野県には環境基本条例があるんですね。そこで長野県の特徴をかなり、森林が多いとか、貴重な野生生物がいるとか、いろいろ長野県の特徴をうたってあって、それを守っていくのが県の住民の責務だということが、基本的なこと。

ですからこの基本条例に沿って、個別のいろいろなものも、廃棄物とか森林とかそういうのもやらなければいけないという、そういう趣旨の基本条例に沿っていると。その基本条例は、国の法律では環境基本法というのがあって、総論的に環境基本法、そのあとに今ある循環型社会形成基本法とかという、そういう長ったらしい法律もあるんですが、そういうものにのっかってこの24時間、自販機などについては我々としては、取り上げざるを得ないというか、取り上げていくと。

そのほかにも、これにとどまらずに環境基本条例、環境基本法に沿ってもっと我々はいろいろなライフスタイルなり、経済活動について何を変えるのか、何を残すのかを検討しなければいけないというふうな、これだけにターゲットをしているんじゃないで、24時間こうこうと点けている広告とか、前にも話がありましたけど、そういうことについても広げていくという立場であるというふうなことを加えたほうがいいんじゃないかと思いますけどね。

高木委員長

今、例えばライフスタイルというこの条例制定の背景と趣旨のところ、持続可能な社会を目指すために、ライフスタイルの転換が必要だよと書き込んでしまえば、ある意味では理論的な武装にはなりますよね。

10年以上前から我々はライフスタイルを変えなければいけないと言われながら、何も変えてないわけですが、それを目指すんだよと、ここに書いてしまえば、ある意味。これまで県民の意見の中には、ライフスタイルのことに言及するなんていうのはとんでもないという意見もありました。

だけどそれをあえて趣旨の中に、その方のご意見とは相反しますが、書いてしまうという手もあるかと思えます。

岡本委員

まさにこの34番でしたか、なぜなんだという議論が出てきて、県民全体でライフスタイルあるいは24時間の社会というものについて、議論が百出するかということが重要なのかなと。こういう時期を経ながら、これからの社会、つまり橋爪さんが丁寧に読んでくださった持続可能な社会というのは、どちらの方向へ進む社会なのかということ、この問題をきっかけに議論を深めてほしいと、こういう意味合いもあると思うんですね。

一言付け加えるならば、持続可能な社会というのは、太陽のエネルギーによって動く社会というふうに極論してしまえば規定できるというふうに思っています。私は石油文明の社会が、これから太陽文明へと移行していかないと、地球は遅かれ早かれ滅亡の方向へ向かっていくのかなというふうに思っているんですが、太陽のエネルギーで動いていく社会というのは、まさに昼間働いて夜休むという社会なんですね。

このことすら認められないというんだとすれば、それはかなり、そのことを

また逆に言うと、学校の教育の中で小さな子供たちのころから理解してもらえば、持続可能な社会についての教育活動。今まで環境教育という言い方を一般的にしてきたんですが、持続可能な社会について子供の時代から学ぶという教育を、更に充実していかなければならないのだなと思っています。

宮本委員

この24時間とか自販機を特出しすることによって、私たちみんなが県民というか、人間が当たり前の生活を考える、今岡本さんがおっしゃったように、夜寝て、昼間働くという、ビジネススタイルとかライフスタイルも考え直す良い機会にしていいただければと思っております。

細かいことはいっぱいあるんですが、青少年の何とか、何度も何度も説明会で言われましたけど、深夜勤務の方もいらっしゃるし、いろいろな場合があるけれども、企業にも行政にも人間は夜眠って昼間行動するのが、人間らしい生き方なんだということを考える機会にしていいただければいいかなと思っています。

高木委員長

いかがでしょうか。

黒沼委員

ごめんなさい。つまりこの最後の4行のところ。

高木委員長

背景と趣旨の最後の4行。

黒沼委員

そうそう、そのこのところの、「この条例は」というところに、もう少し付け加えて、長野県の独特の自然環境で育まれた歴史と文化に。ここはあれなんです、を蓄積させて、県民の自尊心を育ててきたと。その特色を生かした地域の持続的な可能な社会。というような、このところを少し膨らませて、それでさらにその都会とは違う、長野県独自の社会を築くためにみたいところをちょっと膨らませることは。

そうすれば、この理論武装というんですか、なるんじゃないかと。それで問題提起をするというようなことはどうでしょうかね。もうちょっと精査して、提案したいと思いますが。

橋爪委員

私はそこまでは言いません。というのは何かというと、これはあくまでも自主計画を求めるのであって、廃止することまでは求めていないわけです、この条例は。適正な規模というかそういうことをやっているんで、あんまりこの説明うんぬんという、あまりいろいろ言うと、苦しくなる部分があるんじゃないかなと。

要は方向だけ、はっきりしていればいいんじゃないかなと思いますけどね。いろいろ説明するときに苦しいかもしれないんですけど、これは県民計画が出たときに、あんまり県民の皆さんによく知られなかったから、これが出てこないかもしれないんですが、むしろこうなったときに、出てくるのは店舗業者から、「じゃあ工場は24時間やっているじゃないか」という話の方が、むしろあまり自然うんぬん、本来の人間の生活スタイルから離れたという説明をしていくと、私は今度そこに来そうな感じがします。

これはやっぱり産業界、世界と競争して、エネルギーを1日止めて、またエネルギーを出す。こっちの方の無駄があって24時間をやっていますんで、気持ちよく分かりますけど、今のこの状態でいいんじゃないかなと思うんですが

ね。

ちょっと黒沼さんにいろいろ説明してもらってあれなんですけど、工場の方がどちらかというと、あまり生活スタイルがどうのこうのという、だったら工場まで全部規制しろという話に拡大してきてしまうと、私はちょっと苦しいような気がするの。

岡本委員

だからライフスタイルということが、議論の最初にあったということですね。ビジネススタイルまで含めて、将来そうになっていけばなおいいんだろうというふうに思うんですが、ただはっきりしていることは、長野モデルから県民計画に、このことを明記した結果として、京都の温暖化防止条例の中でもこれを意識した項目が入ってきたし、それからことしの6月に全国市長会から国へ提言した『都市と環境』という提言書の中でも、深夜、終夜営業の自粛、自動販売機の夜間使用の規制をしてくださいということ、全国市長会の方から国の方へ提言をしているというふうなところへ結び付いてきたということは、長野県から発信したという自負を持っているのかなと。

それと同時にこの条例の中で、自信を持って書き込んでいけばいいんじゃないかというふうに思っています。

川妻委員

ちょっと待って。

高木委員長

はい。

川妻委員

私も、橋爪さんの意見にかなり近いんですが、これがもし経過措置を置いて禁止するとか、あるいはそれを半減させるとか時間指定をするということになると、これは相当強力な武装をしないと、条例としては成り立たないと思うんですよね。それだけ厳しいことに。

ただこれは建築にしる、自動車にしる、事業活動にしる、比較的影響の大きいと思われるものをいくつか取り上げて、これについては環境配慮をください、実情を出してくださいという、そういう報告書を求めるということであるので、その一環としてぜひ協力してほしいと、こういうことについて提出して、実態をあれすると。

その根拠は今までの県民計画があり、環境基本条例もあり、そういうことに沿って長野県をそういうふうにしていくんだという、その中で位置付けていって、その趣旨をぜひご理解いただきたいというようなところで理解してもらえばいいんじゃないかと思うんですが。

黒沼委員

いいですか。

私が思うところ、別に私もグローバル化の経済においては、経済でいけば、やっぱり夜間に仕事をするという、そういうすき間産業が必ず出てくる。そこに悲しさもあるんですけど、だけど基本的な人間生活の、夜間に休むというライフスタイルを無視して、それと矛盾するようなことがあり得るのかどうかというところを、そここのところは私は全然答えが出なくて悩んでいるところなんですけど、ほんとに持続可能と市場経済の優先ということと、考えてほしいというところから、やっぱり問題提起として出すと。

だけどそれを多くの方々が、やはり長野県のこれはおかしいぞと思わなくて、一応コンセンサスが得るようにしていただくにはどうしたらいいかとい

う、そういうことなんですけどね。

高木委員長

これもまた かなり難しいんですが、基本的に今回特に1,500k以上というのが入ったこともありますので、今言ったような趣旨で特に文章の中には特に何も書き加えることもなしで、このまま行く。

どうして24時間特出するのということに関しては1年間だけなわけですし、ライフスタイルの変換を、少しでも早く取り入れていくためには、やはりこの項目を1年間だけ先行したかったんだということではいかがでしょうかね。説明しませんが。

宮本委員

1年間というのはどういう。

高木委員長

2年目になれば、上の文章で引っ掛かっちゃうんですよ、いずれ。

橋爪委員

上で引っ掛かるということですよ。

黒沼委員

じゃあ、これでいいじゃないですか。

川妻委員

事業「者」になるからという。

高木委員長

そうです。事業者で全部くるから、引っ掛かるということですね。

川妻委員

そういうことが分かるように、示しておかないと。

黒沼委員

だけど、いずれは分かっちゃうんじゃないですか。者でもって。

高木委員長

上の文章が者になりますから、事業所じゃなくて「者」になりますから。

宮本委員

その辺も説明すると、分かりやすいかもしれない。

黒沼委員

だけど、それってあえて説明する必要はないですよ。

高木委員長

いかがですか。事務局として、今のような説明では困るというなら、もうちょっとまた考えなければいけませんけど。

事務局

いいえ。困るとか、そういうことはございません。

高木委員長

大丈夫ですか。じゃあまた。

事務局

事務局として、事務局としての説明といいますが、それは考えたいと思います。それで今1年だけというお話がありましたが、この事業者の捉え方が、いわゆる15という事業者と19、これも事業者なわけですし、従って19に該当になる事業者については15の事業者から除くというような規定の仕方になると思います。

従って2本立てで、ずっと行くということで。24時間、1年だけということではなくて。

川妻委員 そうそう、そうしたら意味がないからね。1年だけだったらやめろってなっちゃうからね。そういうふうに言うと、やっぱり並行してやって。

事務局 当初は、15については事業所単位でずっと見ていくと、それで19については事業者単位で見ますと。フランチャイズの場合ですね。そういう考え方でしたが、15を修正されましたので、15も事業者単位で捉えるけれども、18年度については事業所として見ていくと。

 従って事業者で捉える場合も、大阪方式と同じということによろしいでしょうか。すべての事業所が1,500kℓ未満だった場合は該当になりません。だから10の事業所は、例えばAという事業者が10の事業所を持っていて、そのうちに1カ所、1事業所でも1,500kℓを超えるところがあれば、その10の事業所すべてについての削減計画と実績を出していただくと。

 10の事業所が全部1,000kℓというような事業所であった場合は、対象にならないということになります。

高木委員長 違います。皆さんの意見はそうじゃなくて、京都（府）のものに近い。

橋爪委員 すべての事業所を合算して、1,500kℓ。

事務局 そうなりますと、捕捉ができないというのがございまして、省エネ法が1,500kℓ、事業所単位で1,500kℓですので、どこが出てきていて、どこが出てきていないのかという捕捉がすべてを捉えますとできないんですね。

 従って後々の指導、助言、勧告というようなところへいったとき、勧告できるものがひとつもなくなると、こういう形になってしまうんです。それは1,500kℓ以上のものは、国へ上程がなされますので、これは捕捉することが可能です。1,500kℓ未満については届出義務がありませんので、どこにどんなものがあるかというのが、現実分からないというのが。

橋爪委員 だからこの条例で、その事業者に対して合計で24時間営業の店舗、また大きな自動販売機の業者に対しては、それを提出させるということにならないんですか、逆に。この条例で提出させると。

高木委員長 15番に関して、まったく同じことです。

事務局 24時間は捕捉が可能かと思います。ただそれ以外の事業者については、非常に捕捉が難しいという。というのは、例えば国の税務官署等にはそれなりのものはあると思います。例えば法人台帳とか、あるいは個人台帳というのはあるかと思いますが、それを引っ張ってくることは今できませんので、そうすると捕捉は職員なりが毎日地域を歩いてみて、探すのかということになってきますけれども、従ってこれはずっと頭から先までそうなんです、捕捉ができる範囲を前提として、とりあえず作ってあります。

橋爪委員 私は罰則につながらなくてもいいんじゃないかなと思っていますけど。というのは何かというと、逆に出しているところがどこかということを経が公表することによって、むしろこういうところが協力しているよというふうにする

という形で、むしろそういうところには何とかマークとか、そういうものを出しているいろいろやる。

やはり無理なところは、やっぱりお金を掛けてまでうんぬんという、あまり極端にその条例のためにお金を掛けるというのもやっぱり問題があるので、むしろそんな意味合いでもいいんじゃないかと思えますけどね。

だけど条例を出せば、そういうわけにはいかないですが。そんな甘いわけにはいかない。

事務局

これからの詰めだとは思いますが、

高木委員長

要するに、基本的にこの条例があって自分の事業所を合算したときに、1,500kℓを超えていることを分かっているにも関わらず、ばれっこないからといって出さない事業所をどうしようかという扱いの話のように聞こえるんですが、そういうことですね。

黒沼委員

受注制限を抑えることはできるよね。

橋爪委員

メーカー。メーカー・・・。

事務局

別に、そういうことを狙っているわけではなくて、できれば捕捉できる方法のほうが、行政側とすれば、非常にありがたいなという気はするんですが。

ただそれが、例えば京都方式で、みんなのすべての事業所を足して1,500kℓというふうにやれば、総エネルギー量に対する捕捉率は非常に高まりますよね。そういう点では非常にいいんですが。

例えば事務的に届け出をしなければならぬ事業所が分かっている、仕事をする場合と、全然どこにどういうものがあるか分からない状態で仕事をするのとは、まったくやり方が違いますので、そうするとどちらかという待ちの姿勢、待っているだけということになってきてしまうような気がするんですが。

高木委員長

それでもう、1事業所で1,500kℓを超えているところは待ちではなくて言えるわけですね。1,500kℓを1事業所も超えていないけど合算すると1,500kℓを超えてくるようなところに関しては待ちになるという意味ですね。

だから若干の矛盾を抱えることを許すのか、それはそれでしょうがないから、企業に協力してもらえようという形で、やっていけば捕捉率が上がるのが非常に重要だから、それでいいんだという考え方もあるし、やはり条例として作るんだから、それでは困るという考え方もあるのかもしれないけど。

橋爪さんがさっきおっしゃったように、ちゃんと計画を出して、ちゃんとやっているところに対しては褒めてあげるといふことのインセンティブを与えることによって、より自主的に出していただくところを増やすという形の方が、この条例には合っているのかもしれないですね。

もう終わったと思っていた15番が、突然帰ってきてしまいましたけど、委員の意見としては大阪方法じゃなくて、京都方式がいいというのはコンセンサスではあるので、一応今日はそれでやっていただいて、もし何らかのこういう問題があるから、やっぱりこれは大阪方法で残す気じゃないと困るということがあれば、最終回にもう一度言っていただいて、検討するということができればいいかな。

事務局

はい、ではそのようにさせていただきます。

高木委員長

はい。それで19番に関しては、さっきのずっと話していた内容で、特にどこかを変えるわけではないけれど、こういうことで24時間営業というものを、あえて特出して書かせてもらいましたというようなことで行かせていただくということでよろしいでしょうか。

はい。たぶんこれが、一番大変なんじゃないかと思うので、あとはスムーズに流れないかなと思っているんですが。でも少し休憩を取りますか。

事務局

それでは、休憩の前に確認だけさせていただきます。15番につきましては、18年度は事業所単位で捉えています。19年度からは事業者単位で捉えるということで、その捉え方は京都方式を採用すると、こういうことでお願いをしたいと思います。

それから19番については、原案どおりということで、あと理由づけ等につきましては、お聞きしたものをまとめさせていただくということでよろしいかと思えます。

それで一応この場合、15番の方ですが、事業所単位で京都方式を採用した場合、最後の方に、条例の最後に出てくる勧告の部分ですが、これがなんといいますか、少なくなるといいますか、そういうことでございますけれども、それについては事前にご了解をいただければと思います。

高木委員長

そうですね。どうしても意図的に穴を抜けようとした事業者がいたときには、それを捕捉する手段がなかなか難しいかもしれないということですね。

将来的に1,500kℓというのが、もっと網が小さくなってきたときに、ある日突然「何だ、おまえは」というのが出てくる可能性はあると。それはしょうがないですね。

はい、それは皆さん、了解していただきました。では、3時まで休憩にします。

(休憩)

高木委員長

ちょっとすみません。予定外に楽屋裏話が盛り上がってしまって、ちょっと開始が遅くなりました。

それでは、28番のところからご説明をお願いします。

事務局

(資料により説明：28番、30番、31番)

高木委員長

どうもありがとうございます。28番からやっていきましょう。

28番のこの素案だと、例えば会社が持って、自分の会社の社員に対して提供している駐車場などは一切入らないということですよ。都市計画区域内の500㎡、500㎡というのは、たぶん車の台数で言うと20台ぐらいじゃないかと思うので、どんなに効率よくしてもせいぜい20台ぐらいですよ、たぶん。だから、500㎡という面積はそんなに大きな面積ではないんですよ。あとは、都市計画区域内というのが1つ問題かなと。それからもう一つは有料というのが問題なのかなと。

要するに無料で提供しているところは書かなくていい話ですね。何でそうしたかということ、500 m²を超えていても、1,000 m²あっても、無料の駐車場、会社が抱えているような駐車場は届出の義務が無いから捕捉ができないというのが事務局側のご説明です。

バスターミナルとか、それはやってもらえればいいですよ、きっと。それから、道の駅もやっていただければいいと思うんですが、あとは1,000 m²以上の、要するに大店法の関係で、1,000 m²で40台というのは、相当うまい駐車場をつくらないとできないので、1,000 m²、40台ぐらいの駐車場ですから、大規模のお店はほとんど引っ掛かってくると。だから、それは一応入ると。

事務局 これは、お店の面積が1,000 m²です。

高木委員長 お店の面積が1,000 m²。1,000 m²のお店の駐車場。コンビニなんかは入らないですね。例えば小さいお店が、例えばコンビニがそういう表示をしよう、アイドリング・ストップを行うことを周知するためののぼり、桃太郎旗とか、そういうものを表示しようというときに、それは勝手にやってちょうだいねということなのか、それとも、一定より面積より小さいところに関しては、補助のようなことを考えられるのかということについてはどうでしょうか。

事務局 これはこれからの事業展開だと思いますけれども、いずれにしてもここは義務付けですので、努力義務はあるわけですから、そういう意味では、もしこの24時間の19番に関わってお願いをするという周知をやっていただくということは十分にできます。県もアイドリング・ストップに向けてチラシや何かを作っていくかなきゃいけないと思いますので、そういう配布先として当然入ってくる。それをやっていただくというのは努力の方だと思います。

高木委員長 なるほど。19番と絡めることができるということで、コンビニ等はうまくしたらそこに引っ掛けることはできるということですね。
どうでしょうか。そうすると、問題は企業の駐車場。

事務局 事業者も1,500 k ℓ を超える事業者については、当然に15番のところで計画から実績を出していただく義務がありますので、従って、そこも対象には当然なります。それから市町村、県も含めて、県庁の駐車場も、それは行政として当然やっていくべきだということで、改めて確認してもらいましょう、こういうことです。

川妻委員 私は、捕捉できる駐車場を挙げたのは、それなりに根拠があることで必要なことだと思いますけれども、このアイドリング・ストップをして、周知をしなきゃいけないという趣旨からすると、一定規模以上の工場や会社の、あるいはその他学校でもどこでも、こういうことに周知をさせるということからすると、一定面積、例えば500 m²以上というのをここに入れて、これがどこまで捕捉できるかということは多少というよりも、難しいことであったとしても、通知をして実施をしてもらおうというふうな、そういうことはやってもよいのではないかというふうに思うんですけど。

高木委員長 通知という、通知方法はないんですよ。一般的に新聞にこういうの告知はで

きますけど。

川妻委員 そうそう。告知するという意味。

高木委員長 手紙は出せないということですね。

川妻委員 条例としては、一定規模のやつはやってくださいと。冬場がangan、片一方では、こういう捕捉できるところではそれをやらせてやってもらって、工場の方を野放しというのもちょっと変だし、そういう整合性というところからすると、特に規模の大きいところは管理者がきちんと周知しててくださいというのは。

高木委員長 15 番でも問題になった、事務局としては捕捉できないものはなるべく網にはかけたくないというご趣旨はよく分かりますが、委員としてはさっきの 15 番の京都(府)にしてくださいということを行ったのと同じように、捕捉できないものが出てもいいから、岩手県、神奈川県のような方法の方がいいんじゃないですかというのが今の川妻委員の意見だと思います。

宮本委員 やること自体はそんなに大変なことじゃないと思うんですが。

高木委員長 具体的には、看板を立てて桃太郎旗を付けるぐらいが関の山ですよ。もちろん巡視して回っていただければ、それに越したことはありませんが、実際問題としてお客さんがアイドリングしているときに、店員さんが行って「やめろ」とはなかなか言えないのが現状でしょうから。とすれば、500 m²以上のところは一応対象とするという意味でおっしゃったんですよ、今、宮本さんは。そうですね。

どうでしょうか。それでよろしいですか。皆さんのお考えを伺って。どうしたらいいのかな。いいんですか。どうですか。

黒沼委員 いいです、これで。

橋爪委員 いいんじゃないですか。

黒沼委員 それで、19 番にやっぱり 24 時間が一番問題なのは、アイドリングしている、近隣の迷惑になっているし、これはもう頻繁にかけているので、これもやっぱり努力義務として入れていくといえますか。

高木委員長 そうですね。たぶん逆に 24 時間営業のお店はかなりの店で既にアイドリング・ストップのことは掲示をしていると思いますので、それは彼らはそんなに難しくなく乗ってくると思います。お客がやるかどうかは別の問題です。

じゃ、28 番は岩手県、京都府と、何か京都府をまねしているみたいだけど、同等というようなことで 500 m²という単純な切り方で一応させていただくと。

30 番ですが、30 番は、これは逆に非常に素案では厳しい案になったわけですが、すべての自動車販売事業者に対して義務付けとやって、前の大手何社の販売業者の捕捉が 90 何%ですよ。ということは、逆に言うと、漏れている数%もこの網の中をかけようということだと思んですが、それは技術

的には問題ないんですか。

事務局

技術的に問題がないかという、板金屋さんで車を紹介して新車を売るということもありますので、ですから、先ほどの駐車場と同様に、捕捉といった面では欠ける部分はあると思います。ただ扱う方はそういうことをしていただきたいという部分での義務付けですので、趣旨的には何ら悪いことではないんじゃないか。ですから、最後まで、漏れているかどうかというその確認というのはここではできない。

高木委員長

一番最初に宮本さんがおっしゃったものに戻ったというようなイメージだと思いますが、ですよね。じゃ、これでよろしいでしょうか、素案どおりで。続いて31番、これは緑ナンバーということの問題ですね。白ナンバーはどうでしょうか。会社が、うちの大学も庁用車というのを何台も持っていますが、そういうのをいくら持っても関係ない、営業のために車を持っていても関係ないというふうにしていいのかどうかということです。緑ナンバーが入るのは当然だと思いますが。

黒沼委員

やっぱり白ナンバー入るんじゃないですかね。

高木委員長

捕捉がこれもできないという。これ、結構大変ですよね。緑ナンバーは自動車管理計画書を作ってというのは結構慣れているのかもしれないけど、白ナンバーの会社にとっては、これはきっと敷居が高いものですよ、きっと。

事務局

まず、営業車については、トラック協会ですとかバス協会、それからタクシー協会等々の協力が得られるというのが前提です。白ナンバーについては、唯一捕捉をしていますのは、安全運転管理者というのを置く事業所、5台以上持っているところはそういった安全運転管理者を置かなきゃいけないということで、その管理者は最低1年に一度、講習を受けなきゃいけないというのがありまして、公安委員会でその事業所のリストは持っているんですけども、それは、要はこの温暖化対策条例に使うとなると目的外使用になっちゃいますので、今個人情報関係で全くデータが入手できないというようなことがございまして、捕捉が全くできない。

従って、大きな工場であれば、当然に該当になるであろうとは思いますが、でも、すべて、これ、勧告のところ引っかけちゃいます。だから、これを京都方式でやってみますと、勧告という条項を置いておく意味がないとか、意味がないというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、勧告をすることでしなないところが出てきちゃいますので、公平性を保てないという部分が出てまいります。

高木委員長

どうでしょうか。緑ナンバーに限定した場合でも台数の問題は出てくるといことですよ、もちろん。

事務局

何台にするかというのはご協議いただきたいんです。

高木委員長

白ナンバーについてどうするかというのを、今まず先に考えて、その後で台数のことを考えようかなと思っているんですが。

川妻委員 将来的には別にしても、この自動車管理計画書というのは、環境性能に優れている自動車の導入をするための方針を立てると。具体的な措置をしるとか、数値目標を出せとか、そういう、いわば業をやっているものであればその責任を負わなきゃいけないけれども、ちょっと一遍に一定の規模でこのことを求めるというのは、まだ第一段階としてはちょっと早いかもしれないような気がいたしますので、ここは緑ナンバーで取りあえず出発するというところでやむを得ないのでないでしょうかという気がいたしますけど。

高木委員長 皆さんいろいろ言いたそうだけど言いようがないという顔をなさっていますが。

黒沼委員 営業所で、長野県内をがんがん回っている営業所って。

高木委員長 いくらでもありますよ。

黒沼委員 それを野放しにするというのは何だか。

高木委員長 商社のラベルを横につけてぐんぐん走り回っている4ナンバーの商用車っていくらでもありますよね。ただしあれですよ、何回も使っちゃうけど、1,500kℓを超えた場合には、そこの中におたくは車を何台持っていますかというようなことを入れて、そこで網にかけることは可能だということです。

川妻委員 それにかかるわけですね。

高木委員長 そうです。ただ商社なんかはよほど大きくないと。

川妻委員 そうじゃないと、そんなに使わないな。

事務局 検討段階では、1年目はすべての事業所に車が何台、13万事業所ですか、何台お持ちですかというアンケートを取って、2年目からというのも考えたんですが、13万の文書を送るのも大変だなという。従って、15で提出をされる、あるいは、計画をしていただく事業者の方に、要は会社として使っている車が何台あるかという記入欄を改めて別紙か何かで出していただいて、それで2年目以降とか3年目以降、ある程度捕捉ができたなという時期に白ナンバーも加えていくという方法は考えられると思いますけれども、それを削減計画の中の1つとして位置付けるというのもまた必要なというふうに思いますけれども。

高木委員長 どうでしょうか。ここはやむを得ない。緑ナンバーだけを当面、白ナンバーは今事務局からご説明があったような方法で対応ということでよろしいでしょうか。

黒沼委員 当初考えたのはそういう商社を含めるということでしたよね。

川妻委員 どっちにしても台数が引っ掛かってくるんだね。

高木委員長 事業所で1,500㎔以上のというのは、ガソリンも入る？

黒沼委員 入れるんじゃないですか。

川妻委員 基本的には入っていない。

高木委員長 入っていないですよ。

黒沼委員 マイカー通勤の、何。

橋爪委員 ちょっといいですか。今運輸部門の改正で、うちの会社も該当しているんですけども、荷主で、一定規模以上の貨物輸送を発注する事業主は、荷主はうんぬんというところがあるんですね。これは一定規模ってどういう基準でしたかね。ここに入ってくればね。今は輸送業者の話なんだけども、今度は荷主側で、大きな荷主というか、そういう話に入ってくれば。

高木委員長 荷主というのは自社の車を使って動かすということも入るわけですか。

事務局 輸送業者の方に・・・。

橋爪委員 商品の荷物だけですね。人が動くのは入っていませんね。

高木委員長 例えばエプソンが、エプソンの車を使ってどこかに物を動かすときというのは荷主じゃないでしょう。ヤマト運輸を使えば荷主だけ、そうですね。たぶんエプソンだったら、それなりの大きいトラックがあって、ないんですか。

橋爪委員 でも、委託していますから。

高木委員長 でも、特にスーパーなんかだとみんな自社のマークのついたトラックで配達していますよね。セブンイレブンにしる、大手スーパーにしる。どうでしょうか。台数の問題もまだありますからね。

事務局 荷主のところ、またちょっと調べまして。

橋爪委員 荷主の話と、あと一定規模以上のあれか。

高木委員長 今おっしゃったのはあれですよ。例えば、運送会社が一生懸命省エネとかいろいろなことをやろうとしても、荷主側がすぐわがままなことを言っていれば対応せざるを得ないから、対策が立たないから、荷主と運送会社が一緒になっているいろんなことを考えていこうという趣旨だったでしたっけ。今、橋爪委員がおっしゃったのは。

橋爪委員 輸送業者だけでなく、たくさん荷物の輸送に関わる荷主側も配慮しろという形で、ここにありますが、例えば、化粧品メーカーと一緒に共同運行をやるというなことをやることによって減るじゃないかとかいうことを、国の方

でそういうことをやっているわけですよ。国内メーカーの取り組みはこういうあれだとか。従来は。

高木委員長 それは何のための法律でおっしゃっているんですか。

橋爪委員 これは今のところですよ。

高木委員長 省エネの関連の話で来ているんですね。

橋爪委員 そうです。流通業界のうんぬんという形で。

高木委員長 やっぱり運送業者1人がいくら頑張っても限界があるから。

橋爪委員 ここに中小企業、共同運行などいろいろ一緒にやることで、従来は中で一緒にやることによっていろいろあるんじゃないかということをも今回の改正に、運輸部門が新設されたわけですよ、新たに。そういうことでの事例という形で、こういう取り組みがあるよという形で言っている話ですね。

川妻委員 効率的に運用しようということなんでしょう、1個1個の企業単位じゃなくて。

橋爪委員 そうです。

川妻委員 この場合には、繰り返しですけど、アイドリング・ストップとか、情報提供をちゃんとやりなさいよということで告知するだけじゃなくて、そこに通知して管理計画を出させなきゃいけないわけでしょう。そこが捕捉できない場合には、一般的に通知して出るのを待っていてもしょうがないわけなので、ちょっとこれはやりづらいというか、そういうネックはあるんじゃないでしょうか。性質によってそういうふうになってしまっているのですね。

高木委員長 それでは、取りあえず緑ナンバーに限定するというのはやむを得ないということでもよろしいでしょうか。あとは台数の問題だけです。30台から100台までありますが、京都府はもう少し、トラック・バス100台、タクシー150台以上。

橋爪委員 省エネ法の半分というのは、2分の1以上になるということだからね。

高木委員長 そうすると、東京都の30台というのはむちゃくちゃ厳しいですよ。

橋爪委員 そうですね。だけど、これは捕捉の仕方がうんぬんというものがあるわけだよ。

高木委員長 緑ナンバーは捕捉できる。

橋爪委員 白ナンバーだと。

事務局

緑ナンバーも業界さんの方のご協力が得られるという前提なので、ちょっと聞いたところではなかなか厳しいかなというところもありますけども、ちょっと言われたのは、基準をどういうふうに決めるのかということをはっきり示していただかないと、ということは言われていました。トラック協会さんも意見交換会のときにかなりおっしゃっていらっしゃいました。バス協会さんも同じようなことでしたし、それと、タクシー協会なんかは、国の省エネ法で350台と出ているものですから、うちの県は関係ないというふうにずっと考えていらっしゃったようで、どうでしょうという話なんですけど、何でうちが引っ掛かるのかなという感じで逆にちょっと言われてしまったような状態です。

高木委員長

とすると、あまり小さい数字にするのも現実的には難しい。京都府の数字をどうするかという、あるいは、もちろん改正省エネ法の数字だったら何も問題はないわけですが、そうすると、ほとんど引っ掛かるころはなくなると。トラック、バス100台以上という事業者というのはいますよね。3社ですか。

事務局

路線バスと観光バスを含めまして3社です。

高木委員長

3社ですね。それはまあいいです。トラック100台というのは、

事務局

6社です。

高木委員長

6社あるんですね。だけど、タクシー350台だとほとんどゼロで、150台にしても。

事務局

3社あります。

高木委員長

3社ですか、150台で。

事務局

今3社と言いましたのは、100台から200台のところにはランクされている会社が3社でして、それが全部110台だったらゼロという形になります。

高木委員長

どうでしょうか。さっきの方法を使えば、例えばトラック、バス、タクシー各100台以上というふうにしておいて、ただし18年度は200台以上みたいな。要するに1年間猶予を与えて、その間に管理計画書を作るだけの時間的な余裕を差し上げるというような方法もあるかもしれない。全く野放しでいいよということではたぶんこの委員会としてはないだろうと思いますが、何らかの形でかけなきゃいけないだろうと思うんですが。

黒沼委員

100台以上となるとどのぐらいあるんですか。

高木委員長

タクシーですか。

黒沼委員

じゃなくて、全部で。

高木委員長

だから、トラックが6社、バスが3社、タクシーが3社です。

黒沼委員 　　で、白ナンバーが5社って。

高木委員長 　　白ナンバーは分かる。

事務局 　　白は今は入っておりません。分からないんです。

高木委員長 　　6社、3社、3社。でも、企業グループとしては同じだけど、会社としては違うんですね。

川妻委員 　　これが半分になると、2分の1になるとだいぶ増えてきますね。100台、100台、175台。

岡本委員 　　175台だと引っ掛かってくるのはほとんどない。

黒沼委員 　　だけど、白ナンバーで100台持っているところなんて結構あるんじゃないですか。

高木委員長 　　それは分からない。ありそうな気はするけど、ない。分からない。

黒沼委員 　　でも、分からないはずないよ。だって。

事務局 　　例えば、自動車税の課税データがありますから分かるんです。

黒沼委員 　　分かりますよね。

事務局 　　ただそれを使うことができないんです。

黒沼委員 　　だけど、指導というか、総エネルギーのところで調査することはできるんじゃないですか、最初の。

事務局 　　ですから、15番のところは何台車があるかというアンケートみたいなものを付け加えて提出をしていただくことは可能です。ただそれは、もしその白ナンバーをやるということになると19年以降になります。

黒沼委員 　　だけど、やっぱりそれがないと片手落ちですよ、緑ナンバーだけに限定しちゃうと。こだわるけど、私。

高木委員長 　　緑ナンバーだけに限定したのは、結局白ナンバーに関してはやるとしたら、15番か、19番か知らないけど、それにかけてやっていって、その中で指導というか、報告書の中で、削減計画書の中で自家用、会社の営業用等で使っている車についてというのを項目を入れてやっていくことはあるわけです。本当に物流だけをやっていながら、全部営業車でやっている、薬品とかだと結構ありますよね。

黒沼委員 　　そう。ありますよ。

高木委員長 いろんな医院に車で運んでいるようなのって、小さい車だし、たぶんあの会社自体は物をどこかから寄ってきて、倉庫に入れて配達しているだけなので、エネルギー的にはそんなに食っていないので 15 番にかからない可能性がある。それは見過ごしになるわけですよ。だけど、それをとらえる方法は今のところはない。

事務局 だから、現状は、緑ナンバーも協力が得られたならが前提ですので、白が捕捉できないのならうちだって報告はしないとすると、車を捕捉する手だてがなくなってしまう。

黒沼委員 そうですよ。だけど、長野県の場合には、自動車から排出するCO₂が3分の1から何分の1なの。

高木委員長 4分の1ぐらい。

黒沼委員 いや、多いのがあるんじゃないですか。

高木委員長 全国は20ですけどね。

黒沼委員 それを、例えばマイカー通勤の削減というのは、計画書を出してもらうものも取っちゃったんですよ。今までずっと言い続けて、県民の方々から圧倒的に支持が多かったマイカー通勤の、今後どうやって削減するかというのを自主的に出してもらう計画書というのはあったわけなんですよ。それに対しての問題は何もなかったのに、途中でなくなっちゃったんですよ、要綱の中から。それはすごく目玉であったのに、それがなくなっているのに、しかもこのところにもまたこの計画書が網みたいになっていると、そうすると一番、4分の1という非常に高い排出量であるのにどこにも引っ掛からないということになっちゃいますよね。

だけど、やっぱり大きいのはマイカー通勤の削減計画書を出してもらうということと、この自動車を主にして営業している人たちの削減計画を出してもらって、今後、自主的にでも何でもいいんですが、削減していただくような道筋をつくるという、そのものを何らかで真剣に考えないといけないのではないかと思います。

ですから、私が提案したいのは、この15番の中にもう1回返っていけないんですが、ここのところでアンケート調査、マイカー通勤の削減計画をどうやってやっているのかということと、それから自動車の台数、営業でどのくらい使っているかということをやはり実施する。面倒なんですけども実施して、今年度は無理かもしれないんですが、次、平成20年度ですか、検討の中にはこれを白ナンバーも数に入れていくというふうにしないと、緑ナンバーの人は出す根拠がなくなってしまうですよ。私だって嫌だと言いますよ。

高木委員長 だから、この要綱の中で、25番に「従業員の通勤に伴う自己所有自動車の使用の抑制」というので、要するにマイカー通勤の使用の抑制に努めなければならぬということを書いて入れておいて、ただし捕捉の仕方がない、やりようがないので、15番あるいは19番等に引っ掛かってきたような事業者に対しては、マイカー通勤の削減についてどういうふうにやっていますかというよう

な質問と、場合によっては計画を出させていくというようなことで進めようと。それは表面には出ていませんが、それは前回一応コンセンサスは得られているはずなので、それはやっていくということだと思しますので、それは問題ない。

ただ、要するに何回も言っているように、緑ナンバー、白ナンバー、台数のことに関しては、思ったより難しいのかなというところがあって、白ナンバーはちょっとなかなか。あくまでもここは営業用です。だから、さっき言ったような医療品を運んでいるような会社はしょっちゅう見ますが、それが引っ掛からなくなっちゃうのが問題ですよ。だけど、網にかけようがない。

緑ナンバーに関しては、それを業としているんだから、当然それなりの社会的責任はあるでしょう。だから、自動車管理計画書をきちんと作成してくださいという、それは言ってもいいと思います。

黒沼委員

それは全然問題ないんですが、白ナンバーの、例えば100台以上持っているか、そういうところで実施しなくていいのかという。

高木委員長

だから、それは15番に引っ掛かってくればできるんだけど、引っ掛からなかったところをどうやって引っ掛けるか。手だてがないんです。

橋爪委員

安全運転管理者は、この条例は、例えば、何台かという、10台にしる、20台にしる、以上持っているというふうにして、それを捕捉するために安全運転管理者がどういう会社になっているのか、どういう事業所が該当するのかということ、開示をお願いすることはできないんですか。

事務局

それも警察本部に確認しましたが、出せませんと返事をいただいています。集めた情報の目的外使用という形になりますので、これはいろんな法律のところでも分かりますけれども、非常に今厳しくなっておりますので、税のデータが一番いいんですけど。

高木委員長

たぶん安全運転管理者を使うとしたら、警察で受けている講習の間に、温暖化の対策をおたくの会社でもしっかりやってくださいということを環境教育の一環として行って、あとは自主的にやってもらうということはあると思いますよ。

事務局

それは、現在県下各地で行われている講習会で説明をさせていただいております。

高木委員長

例えば、それで管理計画書を自主的に作っていただいて、それを提出していただいて、非常に優秀なものに関しては表彰するというような形でインセンティブをつくっていくというテクニックはあり得るわけですよ。だけど、それ以上のものはなかなかできない。だけど、しょうがないでしょう、これ。しょうがないから、さっき緑ナンバーだけでいいよねという話になったのが、また話がちょっと戻っていますが。

黒沼委員

私が戻しました。

高木委員長 やっぱりしょうがないですよ。

橋爪委員 だから、捕捉できないということになれば、どうしようもないね。

高木委員長 ただ、さっきのアイドリング・ストップの桃太郎旗を立ててくださいぐらいのことだったら、仮にそれが外れても大したことはないけども、この管理計画書をきちっと作ったところも、作らないところが出てくるというのはちょっと不公平感があるのは事実なので、そこに関しては、ある程度今言った自主的に作ったところに対してはえらいというような方法しかないのかなということではよろしいでしょうか。

川妻委員 それをもしやるんだと、こういう提出しなければならないという義務の規定だけじゃなくて、白ナンバー、ちょっと文言は別にして、白ナンバーと書かなくてもいいんだけど、提出することはできると。優良事例を公表するというので、そういう誘導するというか、こちらは受け止めると、という程度のことはここに加えることできるけども、それがどの程度意味を持つかというのはそう簡単なことじゃない。そういう仕方もある。

事務局 一応今のお話については、要綱の中の31番の(3)にそれが記載をしてございます。すべてそうですけれども、規則で定められた者以外については、規則で定める者と同じことができますよという、すべてに。

川妻委員 ここに書いてあるね。失礼しました。31の(3)に決められている。

高木委員長 ということで、そうすると、そこでもし本当に31の(3)で出してきたいただいた会社に対しては、社名を公表してよく頑張っているというようなことをやることによって進めるということで対応していただくといいと思います。

もう1回戻ります。緑ナンバーです。何台？ 改正省エネ法のままでいくと、ほとんど引っ掛からない。京都と同じ半分、正確にはタクシーは半分よりちょっと厳しいですが、にして、さっき言った6社、3社、ひよっとしたら3社、ひよっとしたら0社というようなところですよ。

橋爪委員 何も無いというときみしいね。やっぱり100台、100台、100台だと3社が出るわけだよね。

高木委員長 100台、100台、100台だったら、6、3、3は絶対出るわけですよ。

橋爪委員 150台と決めても意味がないじゃんというふうに言われちゃうと。

高木委員長 だったらどうしますか。もう100台、100台、100台で。「ただし」が必要かもしれないですね。18年度はこれを免除することができるみたいなの。

川妻委員 そうですね。これを、例えば、滋賀なり、広島並みに小さく50台ぐらいにすると、この数はずっと上がるわけでしょう、6社から20~30社になるとかって。それがどこまでできるかは別にしても、そうなる、実態を把握すると

いう意味では規模が小さいところでもできると。ただし、それがどの程度環境にシフトするようなことが、小さければ小さいほど難しくなるので、そういうことがどこまでできるのかということは分からないけども、しかし、それが難しいなら難しい、できないならできないという実情を把握するには役には立つという、そういうプラスはありますよね、小さくすると。大きくすれば、それは実効性はあるかもしれないけど。

だから、半分にするという考え方も成り立ちますけれども、もう少し小さいところまで考えてもらうということも成り立つ。

宮本委員

50 台にするとどのくらいの会社か。

事務局

それでは、緑ナンバーの 50 台以上にしますと、バスから申し上げますが、50 台以上ですと 7 社になります。それから、タクシーですと 50 台以上が 22 社になります。それから、トラックの方ですが、50 台以上ですと 48 社になります。今のは 50 台を超えるにして訂正させていただきます。

川妻委員

51 台か。

事務局

大体県内の場合、バスの場合は 10 台未満というところが非常に多いです。それから、タクシーが一番多いところは法人の場合、やっぱり 10 台以下が一番多いですね。だから、全体で 158 社あるんですが、そのうち 120 社は 30 台以下です。トラックも 30 台以下が約 500 社ありますので、全体で 585 社のうちの 500 社が 30 台以下です。

橋爪委員

これは何とも言い難いね。だって、バスは交通機関にうんぬんという話でお願いをしなきゃいけない。一方、人はあまりまだ循環していないから、方向が変わっていないからまた規制をする。本当に考え方は分かっても、現実論として長野県から見たら、この業界というのはかなり苦しい業界ですよ。タクシーにしても、運転手さんの話をいろいろ聞いたりすると、非常に苦しいんですよ。

だから、規制をかけること自体が、本当に我々はそういうことでいいかどうかというか、かけてもできないと言われちゃうような気がしますね。だって、今トラックだって同じですよ。燃料代が上がって、とてもじゃないけどもうんぬんという話が、何とも今変な話なんだけど、考えていることと、現実問題としてそれだけ強くいろいろ言ってもいいかどうかという話ですね。

川妻委員

それは言えますね。管理計画書にはそういう実情がたくさん入ってきて、それどころじゃない、来年はこの会社があるかどうかという状態だというデータがだんだんだんだん入ってくるかもしれないですよ。考えられる、想定できる。環境性能の自動車は何台入れるなんて言われても入れようがないということかもしれない。そういう実情は実情なんだな。

高木委員長

実情は実情として、どうしましょうか。ある意味では、だからこそほかの会社とタイアップしたりするようなことも考えていかなきゃいけないんじゃないですかという持って行き方もできないわけではないので、要するに、いかにして空荷で走らせないのか、いかにして往復とも荷物を運べるようにするの

か、いかにして人を駅からどこかに運ぶだけじゃなくて、往復の利用ができるようにするにはどうしたらいいのかというようなことを考えていただくことは悪いことではないはずなので、会社にとっても。

川妻委員

これは、3社こう並んでいる、貨物、バス、タクシーというふうに並んでいるんだけど、これはあれですよ、温室効果ガスを排出するということで言うと、マイカーからやっぱり公共交通に行く、持っていくというんだと。路線バスというのはやっぱり公共交通の一環なんですよ。だから、それが充実して、できるだけ山間地や細部のところはバスがかなり行って、人が割と移動できるというふうにするという、そういうことが望まれるわけだし、物流もあまり車に頼らないようなことに徐々にしていかなきゃいけないということにどういうふうにはこれは作用するのかというのは、ちょっと一律ではなかなか考えられないと思いますね。

橋爪委員

そうなんですよ。

高木委員長

それは分かっているんですよ。だからどうしようかという、そこが。またこれでえらいここで時間がかかっちゃって。

橋爪委員

長野県だと、キロ当たりいくらという運賃を決めているときに、長野県というのは距離がたぶん、走行キロが、1つの荷物当たりの走行キロというのは長いですよ。おそらく全国的に見たら、長野県のところは採算が合わない。

高木委員長

キロ当たりじゃなくて、kg当たりなんですよ。

橋爪委員

何かというと、我々通勤者がまばらにいて路線バスを使えないと同じように、トラックにしる、何にしる、工場がばらばらで、やっぱりだいぶかかっちゃうんですよ。だから、何とも言い難い。ここ、規制は確かにあれなんですけども、あんまりきつい話をして、提出しなければならぬということなんだけれども、きついなと思ってね、考えてみれば、我々の言っていることが絶対最適の話で言うと。

高木委員長

改正省エネ法のままだったら何社かかるんですか。

事務局

2社です。

高木委員長

トラックで2社。

事務局

トラックが1社です。それから路線バス1社、タクシーはありません。

橋爪委員

それはいずれにしる残るんだね。

高木委員長

それは問題ないと思うんですよ。京都(府)が半分にしたのも、たぶん同じ理由でしょう。

黒沼委員

タクシーだって公共性あるしね。

高木委員長 ありますよ、もちろん。

橋爪委員 変な話、タクシーはむしろ相乗りを奨励しなきゃ、逆に老人だとかいろいろ、運転できない人だとかいろいろ、長野県がむしろもっと具体的なことをやった方が、こんなことを今さら言ってもしょうがないんだけど。むしろ温暖化対策であれば、そういう1人しか乗っちゃいけない、そうすると、通勤途上の災害じゃないけど、また何だかんだって。

高木委員長 あまり発散されると、ちょっと收拾がつかないので。

川妻委員 そういう相乗りと、やっぱり燃料が環境に対応した燃料に替えられるような基盤整備というか、そういうのに向けていかないと、個々の会社ではなかなか対応できないという実情なんですけどね。

橋爪委員 むしろこれは公共で何か研究機関も入って、援助のものをしたり、技術開発したりすること。

川妻委員 だから、むしろそういうものための実情を把握する。そんなことで、これ、実情把握じゃないからな。

橋爪委員 やっても京都(府)までかもしれないね。それも1年据え置いた形で京都ぐらいいのところが現実的じゃないかね、緑ナンバーで。

黒沼委員 そう。緑ナンバーでやるとしたらね。

高木委員長 自動車管理計画書というのを作るときに、もう川妻さんがおっしゃったように、もう本当にごく簡単なものを作っていて、将来的にもっと有効利用を、将来に向かっての現状把握に絞った計画書にしてしまって、この業界を将来的に頑張ってもらうためにはどういうふうにしたらいいのというようなやり方もあるわけですよ。省エネも考えながら頑張ってもらうためにはどうしたらいいのという。その場合には、別に台数はもっともっとずっと小さくして、取りあえず何台持っていますかとか、どんなことをやっていますかとか、どういうことを、意見を言える場にするという手もあります。

岡本委員 それがいいかもしれないな。共同研究するとか。

川妻委員 自動車の管理計画というよりも、自動車環境対策上の対策計画書というか、そういうあれだと。

宮本委員 名前を変える必要が出てくる。

高木委員長 そうです。名前を変えてもいいし、内容を変えてもいいし。

川妻委員 環境性能をどれくらい入れられるんだというふうに言っても、話じゃないよな。

黒沼委員 そうそう。環境性能向上計画でいいんじゃない。

高木委員長 環境性能を向上させるにはどういうことが必要ですかというようなものを出してもらおう。

黒沼委員 企画書とかね。

岡本委員 現実、タクシーというのは40万kmぐらい走るんだよね。一般の車はどのくらいかわからないけど。タクシーは40万km走らないとペイしないということだから、だから、早めに環境性能のいいもの買い替えると言ったって、40万km来なきゃ買い替えないという、そういうことも現実としてはあるよね。その代わりに、逆に40万km走った時々の更新するときに、それが燃費がよかったりすれば、自然と経済性のいいものを買うわけだから、黙っていてもそういうふうになるし、何か枠をはめても変わらないというふうな。

だとすると、今言っているみたいな方向で、みんなで公共交通機関のシステムを含めて意見を言ったり、研究に、テーブルに着きましょうというふうなことがいいかもしれないですね。

高木委員長 としたら、どうするかですね。ちょっとあと1時間になってきていますので、ひょっとしたらこの自動車管理計画書を作成し、自動車管理計画書という名前自体も含めてもうちょっとソフトなものにしていただいて、台数はどうしましょうか。いきなり50台と言うと反発を食らいそうですよね。事情を説明すれば、緑ナンバーの会社に協力をしてもらうことはできますよね、当然。こういうことが目的で、別にいじめるためでも何でもないんだと、どういうふうにしたらうまくやっていけるのかを一緒に考えたいからということで、こういうものを出してくださいというふうに説明しておけば、その名前が、自動車管理計画書だろうと何だろうと、出すことは可能ですよね。実質出すものはごく簡単なものというか、会社の利益にもつながるようなものであれば。

事務局 あとは、この義務付けの文章にするかどうかという。だから、努力だけにしちゃうのか、義務となると、やっぱり勧告のところへ引っ掛かってきますので。

黒沼委員 義務にして。やってみると難しいですね。

高木委員長 知事に提出するよう努めなければならないというふうにしてしまえば、あまり問題なくなってくる。

岡本委員 出てくるかどうかだね。

高木委員長 でも、バックとしてこういうことだということを説明すれば、理解はしてもらえるんじゃないかなとは思うんですけどね。

川妻委員 白ナンバーについては、実際には実行ができないから、この中では入れていないんだという実情も分かってもらえば、何で俺たちにだけ狙い撃ちするんだということではないということで。

高木委員長 どうでしょうか。ここの義務付けを努力義務に変更して、その代わり、台数は100台、100台、150台の京都ぐらいにしておいて、今日いなかった人からは「何でなの」と怒られそうだけど、それで一応今日原案としておきますか、最終回に向けての。

橋爪委員 そうですね。やっぱりここのところは、特に公共交通という形でもいろいろ協力をお願いしなきゃいけないところで。

岡本委員 今のあたりで事務局で業界ともう少し擦り合わせをしてもらおう。書いたけど、全く答えがなかったというのでは。

高木委員長 そうそう。

橋爪委員 いいんじゃないですかね。

川妻委員 自動車、仮だけど、自動車環境計画書とかといふうにして、環境性能への管理する管理計画を出すというよりも、環境対策の、だから、建築物とやや似ているわけですよ。こういうふう環境性能のための対策をしますとかという、そういうのとやや似た感じになるわけです。何台環境性能に優れたやつを入れるのかというふうなことを出せということがポイントではなくて。

高木委員長 じゃ、そんなようなことで、ちょっとここは含みが残っちゃいましたけど、白ナンバーはもうしょうがない。緑ナンバーに関しては、自動車管理計画書というのを少し……。

事務局 すみません。ここで、努力義務に改めるのであれば、白ナンバーをあえて外す必要はありませんし、そうすると、台数の規定も要らないということになりますよね。皆さんにお願いすればいいことですよね。ただ努力義務に変えちゃった時点で、あとは業界団体をお願いして出していただくようにするかどうか以外に、ここが努力義務になると、白、緑、台数の規定が何も意味を持たなくなるような気がしますので。また次回への課題という形でお残しいただくのはそれはそれで結構ですけども。

橋爪委員 じゃ、あれじゃないですか。義務にしておいて、京都のような形の台数を1年遅れでやると、19年。まず最初は国の基準に従ってというのと、その割合はあるんですよ。

川妻委員 省エネ法に沿ってね。

高木委員長 1年目は省エネ法で、京都(府)の数値が目的で、ただし1年目は省エネ法と同じ数字で義務。1つのところで揺れ動いていますが、皆さんが。じゃ、それで今日の原案でいいですか。じゃ、一応そういうふうにさせていただきます。

橋爪委員 ちょっと考えましょう。あまりなくしちゃうと、議論がなくなっちゃうから。

高木委員長

そうですね。

事務局

(資料により説明：35番、37番、41番)

高木委員長

ありがとうございます。それでは、35番から行きます。いかがでしょうか。

宮本委員

要綱で、「電気機器等販売事業者」となっているんですが、県民意見でも「電気・ガス機器等」と改めることをお願いいたしますというのが、2ページ目の一番下の18番の意見に出ているんですが、今省エネラベルというのは、たまたまエアコンと冷蔵庫とブラウン管テレビ、長野県の省エネラベルはこの3種類ですけれども、いろんな機器に及んでいる時代になってきていますので、もう一度確認というか、しておいていただければと思います。

高木委員長

要綱の中の文章の「電気機器等」という書き方は、我々は最初電気機器と書いていたのを電気機器等としたのはガスのことも考えて書いたんです。だけど、それではまだ弱い、たぶんガスの関係の方かもしれませんけれども、だから、それを「電気・ガス機器等」と書くこと自体は別に後ろとの整合性があれば、それはたぶん問題ないんだけど、それはたぶん最終回のときに話す内容だと思うんですね。

今日の場合の、この素案の方の部分なんですけど、今のご質問は、今は信州省エネラベルは、エアコン、冷蔵庫、ブラウン管テレビの3つだけを対象としているわけだけど、それを今後増やす予定というのはないんでしょうか。

事務局

それは、可能性としてはございます。今、こういった省エネラベルを張り出すという運動は全国で、もう半分以上の都道府県でやっているんですけども、今のところいずれも最大で3機種、ブラウン管テレビとエアコンと冷蔵庫という3つの中でどれがいいかというのを各県で選んでやっているというのが実情です。

ラベルも長野県だけがラベルを使っているんじゃなくて、全国共通仕様のラベルというのをソフトで開発してしまして、それは全国のラベルの協議会というのがありまして、その協議会に当然長野県も入っているんですが、そこで開発したソフトを使って全国共通でやっていくという趣旨の下にやっているもので、そちらの方の機種に新しいものが入ってこない、そのラベルが今のところ張れないというのが実情です。

ですので、省エネ法が改正になって、例えばプラズマテレビとか、液晶テレビとかが入ってきて、そういうものが対象になってくれば、当然ラベルとしては対象になってくるということで、今全国との兼ね合いがある中での動きなもので、こんな形で今は対応せざるを得ないというのが実情です。

高木委員長

とすると、素案の文章を、例えば「省エネラベル対象機械器具のうちで」という書き方をしてしまえば、省エネラベルの対象が増えたときには対象に入ってくるわけですね。今のままだと規則を変えないと、ほかのもの、プラズマが入ってきたら入れられないわけですから、そっちの方がよくはないかなということでもちょっと考えたんですが。

宮本さんがおっしゃったように、もっと、今どきこの3つだけということはないでしょうというのは、たぶんテレビで売れている台数もかなり液晶だ、プ

ラズマがどこまで売れているかわかりませんが、台数になっているはずなので、ちょっとだんだん時代と違うかなという、コンピューターはどうなんだとか、たぶんいずれ対応せざるを得ないと思うんですよね。

宮本委員

電気機器等販売事業者というのが、これでいいのかなというのは。

高木委員長

だから、それは最終回のときに。そのことも、そこが電気・ガス等となるかもしれないということも考慮に入れた文章にここはなっていた方がいいわけですね。だから、暖房器具の省エネラベルというのは当然十分考えられるので、例えば、そういうものが入ってきたときにも対応できたほうがいいかなと思うんです。今みたいな案で、要綱の案のところは、取りあえずたぶん電気・ガスと言った方がいいような気もするので、だけど、それは今はここで決めなくてもいいので、素案の方は、さっきちょっと私が言ったような省エネラベル対象機器とやっつけてしまえば、取りあえず何も問題ないので、それでいかがでしょうか。

川妻委員

一番最初のところは、機械器具のところ。

高木委員長

だから、省エネラベルの対象機械器具のうちでいずれかの機械器具は。

川妻委員

この3つを入れないでね。

高木委員長

特定しない。

黒沼委員

だから、今後 かもしれないから省エネラベル。

事務局

それでは、電気機器等については、意見の22番に暖房機器だとか、給湯器だとかとうようなものもありますので、こんなものも踏まえさせていただいて、また修正させていただくということで。

それから、省エネラベルうんぬんの話でございますが、規則の中で、要は対象になる機器をこれとこれとこれというふうに定めますので、新たに、例えば今ありましたように、これは費用の問題で全国的に同じソフトを使っているということですが、その中に新しいものが入ってくれば、それを付け足していくという方法がありますので、この要綱の35番の(1)の1行目、「規則で定めるもの」、これがいわゆる省エネ対象機器になります。

従って、当初は今ある3つ、エアコン、冷蔵庫、ブラウン管テレビを入れておきまして、時代の要請によって増えてきたら、そこをどんどん足していくという方向が考えられますので、ここはそのまま修正をせずに、このままでいけると思っています。その中で、今度は台数の要件が出てくるのが(2)の方ですので、今度は「規則で定める者」の方です。これを5台にするのか、10台にするのかという、そういう中身でございますので、

高木委員長

5台という数字はいかがでしょうかということです。あまり私も実は大手の電器屋、量販店しか行ってないから、5台以下ってあまり見たことがないんだけど、5台以下って皆さんの周りにありますか？ 見たことない？

事務局 例えば、ホームセンターあたりに行くと、5台以下というのが多いです。テレビは5台以上あるんですけど。

川妻委員 1つでも5台以上あればということですか。

事務局 あるいは、個人の電器屋さんあたりへ行くと、5台を備えるというのは非常に です。すぐ売れるものはいいんですけど。例えば、冷蔵庫みたいなものというのは、そんなに買い替えるおうちはありませんので、スペースも取りますし、ないかなと思います。

高木委員長 じゃ、そういったところがこの網から落ちますが、最初からこれはある程度しょうがない部分もあるというのは分かっていたわけだから、じゃ、5台でよろしいですか。

事務局 それで、これは3つのうち、いずれかが5台あれば、例えば冷蔵庫が2台、エアコン3台、テレビ5台とあれば、全部で10台ですよ。テレビが該当になりますので、その10台分全部について張り付けていただくということです。これは電商組合の方もいいんじゃないですかということでお話を聞いています。

川妻委員 大きめなところだ。

高木委員長 よろしいですね。
それでは、建築物、2,000㎡の話です。あと、環境性能の内容。さっきも始まる前にこの話が出ていましたけど、2,000㎡、ちょっとしたマンションはかかってくるということですね。すごい大きな立派なというのじゃなくて、ちょっとしたのがかかってくる。ただし、2階建ての、両側に階段がついているようなアパートはかかってこないというようなところで思ってくださいね。

川妻委員 関係団体との懇談というか、話し合いのときに、建築設計事務所協会の建築士の方は、これは非常に重要だというか、あの人は500㎡以上ぐらいにしておいたらどうかという意見がありました。この2,000㎡というのは、さっき高木さんからちょっと説明願って大体わかってきたんですけども、かなり大きいというか、その辺のところに、あまり町の中にはないので、私はこの2,000㎡ではなくて1,000㎡ぐらいのところに設定するというぐらいのことは、ここは環境性能対策をいろいろ取ってほしいと、どこまで取れるかをきちっと明示してやってほしいということでもあるので、ちょっと2,000㎡は少し広過ぎないかなと思いますけど。

宮本委員 具体的にこれも、もし建物の名前がわかれば考えやすいかなと思うんですけど。

高木委員長 それはないですよ。

事務局 すみません。ありません。

高木委員長 　例えば、あそこにあるレストラン、時々行っているデニーズが何㎡かと分かるといういいということですよ。2,000 ㎡はないですね。500 ㎡だったら、厨房まで全部入れていくと結構あるから、ひょっとして、500 ㎡って160坪なんですよ。

川妻委員 　1反歩の半分ですよ、農地だと。
33mのあれですよ、縦横。それで999 ㎡だから大体1反歩なんです。

高木委員長 　500 ㎡というと、普通の住宅のちょっと大きめの住宅の3軒分ぐらい。150 ㎡ぐらいがまあまあの、平均値としては130 ㎡いくつだと思えますから、だから、150 ㎡というと、まあ普通の住宅で、その3軒分プラスアルファ。だから、住宅としては、それをもし1人で使ったらめちゃうちゃ大豪邸です。だけど、個人の住宅は取りあえずこの話ではなくて、自主的にやってくれた人が。だから、コンビニのお店だと入らないかもしれないな。

宮本委員 　2つぐらいですか。コンビニ2つぐらい。

高木委員長 　そうですね、たぶんコンビニ2つぐらい。ドラッグストアだと結構かかってくる。レストランなんかは普通かからない、500 ㎡だとね。2,000 ㎡だと、相当大きなスーパーにならないとかかってこない。
どうでしょう。1,000 ㎡という意見と、(建築設計)事務所協会の方は500 ㎡とおっしゃっていたんですが、500 ㎡という意見と1,000 ㎡という意見と2,000 ㎡という、これは捕捉は難しくないですよ、別に。

橋爪委員 　これは、建築確認でできるから引っ掛かるわけですね。

高木委員長 　建築確認でできるわけですね。

事務局 　でも、建築確認は出る先が県じゃないのでないところがあるので、それをみんな、県外でももらわないと駄目になりますね。

橋爪委員 　市町村でということになるんですか。

事務局 　市町村におりているものもありますし。

川妻委員 　規模の大きい市はやっているんですよ、建築確認。

高木委員長 　だから、規模の大きい市に対して、例えば、500 ㎡を超えるものに関しては県に連絡を取るよう指示してくださいということをお願いできるかどうかですね。

川妻委員 　できるんです。協力を、そういうお願いということとはできます。

高木委員長 　事務的には可能ですか。

橋爪委員 　ちょっといいですか。これ、どういうふうな省エネ対策をしているかという

のは、断熱をどういうふうに使っているかと、ここにも書いてあるんですけども、環境性能の内容をどういうことを提示するのかによってかなり難しいような気がしますけどね。外断熱をやりなさいといっても、われわれ、それでコストが20%アップするから、とてもうんぬんといったときに、これ、どういうふうにするんですか。ちょっと難しいなど。感覚的には分かるんだけど、具体的に提出をして、これじゃ駄目だというのは何の基準をもってして、提出をするだけじゃなくて、こういう形にしるとか、環境性能というのは具体的に何をチェックするかというと、難しいなと思うのね。

高木委員長

だから、絶対不可能なのは、その環境性能によりこれだけCO₂の削減ができますよというまで出させたら、それは不可能です。たぶん破綻すると思うんです。こういうことをやったよという、やるよということだけだったら、そんなには難しくない。例えば、断熱材を内断熱で50mmグラスウールを張りました、それが環境性能ですというのもありにしておけば。要するに、こうしなければいけないという指導まですると大変ですよ。何しろ構造の改ざんから見抜けなかったわけですから。

橋爪委員

というと、あまりこれも意味がなくなって。だんだんだんだん意味がなくなって。

高木委員長

だけど、環境性能としてこういうことをうたいますというのを、私は建築の人間なので、逆に言うと、建築士事務所協会が何であれを500㎡にしてほしいと言ったかということ、要するに技術のあるところは、うちはこういうことでこういう環境性能を持った建物を造ることができます、これは義務付けられていますので、こういう建物を造って、こういうことが出せますよという営業に使えるからだと思うんです。

だから、施主にとってはその中から選べばいいわけですから、お金がなければ、あまりお金のかからないものを選べばいいし、お金があれば、お金がかかってもいいから、こういう高い環境性能のものを選べばいいという、選択権は施主にあるわけですから、その効果がどれだけ出てくるのかと検証するのはものすごく大変なので、それをまた別途考えていけばいいのかなというふうに考えれば、そんなに難しくないかなと。

宮本委員

説明会でも出ていましたけど、屋上緑化とか、芝生とか、そういうものでもいいということになるんですね。だから、その程度というのは、別に基準はないと。

高木委員長

そうです。だから、極端に言えば、南方に背の高い木を植えて夏の日射を防いで、それで冷房負荷を削減しますというのだってオーケーだと思いますよ。

川妻委員

だから、ここの趣旨としてはやっぱりあそこの趣旨の文章にあるように知恵の発揮だと思うんですよ。だから、最初のこの要綱のところにあるエネルギー対策はこういうことで省エネを図ります、断熱化、再生エネルギーを一部だけでも入れましたとか、緑化をちょっとやりましたとか、県産材を入れました。そういうことについて誘導するようにして、それで一部だけでもやったこと、あるいは、それがどんどん改良されていけば、それをどんどん向上して、建築

物を建てる時は、これが1つのスタンダードだというふうになっていくことの先駆けだと思うんですよね。

だから、こんなじゃ駄目だと突き返してもう1回やり直せというようなことはそう簡単にできることじゃないと思うんですよね。だから、そういうことへの誘導という意味ではぜひこういうことに協力して考えてください、実行してくださいというのはいいんじゃないかと思うんですけどね。

橋爪委員

だったらいいじゃないですか。500 m²でも、1,000 m²でもと言っちゃいけないんですけども。提出することだけが義務付けで、性能についての義務付けはないと。

川妻委員

それはできないでしょう、ちょっと。だから、500 m²でも、1,000 m²でもまさしく。

高木委員長

でも、決めないと。

宮本委員

先ほど時間外にここでお話ししていたんですけど、工場とか、それから建て方の問題なんですけど、1個1個がつながってなくて、ばらばら建てた場合は対象から外れるということになるわけですよ。

高木委員長

それは、われわれは建築確認のところで捉えようとしているので、建築確認に、要するに500 m²より小さいものをばらばらばら建てていたら、それは1個1個が対象だから、合計いくらになったというのはちょっと入りようがないです。

川妻委員

だから、経済性から考えるとあまりね。土地の条件にもよるけれども、あまり小さいやつを個々に建てるよりも、やっぱりまとめた方がいいわけです。抜け道のために小さいやつをどんどん建てるということはありません。それはもうしょうがないでしょう。

宮本委員

実際にはそういうタイプの。

高木委員長

それは多いですよ。それは、会社がどんどん大きくなるに従って、足りなくなるから建てる、足りなくなるから建てるというようなものですから、それは当然そうだろうと思いますけどね。だけど、それを実際に捕捉するのが難しい。だから、もちろんすべての建物とはやっつけてしまえば捕捉できるわけですけど。

で、2,000 m²、1,000 m²、500 m²という3つの意見があった問題。

川妻委員

量的に小さくすると、その作業が相当厳しくなるということはあるんですけど、小さくすると。そういう点からすると、一挙にいくかどうかというのは、何しろいろんなものを報告書を出させて点検しなきゃいけないからね。県の方がパンクしちゃいますね。

高木委員長

どうですか。もうちょっと頑張ってください、まだ。事務局として何かありますか。

川妻委員 建築の専門家の高木さんの意見を尊重して。現実的なところは業界に詳しいから。

高木委員長 事務局サイドで何かありますか。

事務局 事務局とすれば、建築確認申請を出すときに捕捉するのがたぶん捕捉する場所であろうと思います。ただそれが後追いで来ますので、要は建築確認の審査要件には入りませんので、ただ出していただくという形になると思いますから、それを検査するとか、それを実際にそれが行われていたかというのを度外視すれば、受けるだけです。要は、環境性能向上の方法がありますよということで県民の皆さんにその手法というものをPRしていくという意味だけで捉えるということによろしければ可能だとは思いますが、だから、ちょっと出してもらう方法もどういうふうにするかはまた考えなくちゃいけないですね。

高木委員長 だから、場合によっては環境性能が出てきたものの中で、これは素晴らしいかもしれないというものに関しては検証を行って表彰の対象にするということもあり得ますよね。住宅だったらこれ、工場だったらこうという。たぶんこれが何もないとやりようがない話なので、民生業務も、民生家庭も、省エネをしていく上ではいいステップだろうなどは私は思っているんですけど。だから、要するに、技術的には別に広さは関係ないんですよ。全然関係ないんです。すべて、とやってもいいぐらいなんですけど、それはちょっと極端かなという。

橋爪委員 これもあれじゃないですか。初年度2,000㎡にして、翌年1,000㎡とか。国とまた違うのを。
それと、私、ちょっと分からないのは、他の都道府県で、大阪だとか、東京は国の基準よりも広い面積のものを出していますよね。ということは、国の。

川妻委員 事務量を少なくしているんじゃないですか。

高木委員長 ここはたぶん、本当に。

橋爪委員 出すのは少ないって、国へたくさん出ていって、都道府県は少ないというのは、東京と大阪なんてね。

高木委員長 だから、その代わりに、本当にチェックしようとしているんだと思うんです。東京の1万㎡というと、いくら東京だってそんなには建たないはずですから、きっちりチェックするということだと思いますね。

橋爪委員 長野県じゃ、そんなに建たないしね。

川妻委員 そうそう、量が違う。

岡本委員 ちなみに新しく言っているところではどんな形。

高木委員長 だから、7万㎡でしょう？ だから、7万㎡にして、めっちゃくちゃ建築して
いて。

そこだけ引っ掛けます？

高木委員長 7万㎡以上って。怒られます。

川妻委員 省エネの、リンクすれば、2,000㎡にすると、来年からこれとくっつけて実
施すると。やりやすいということなんです。

高木委員長 だから、ただそのまま2,000㎡だと年間数件がかかってくるだけだと思
うので、あまり面白くないというか、効果がないので、そんなにすごいことを要求
しているのではないからというので、もうちょっと小さくしようというのがあり
ましたから、だから、1,000㎡にしてもいいし、500㎡にしてもいいと。そ
れを1年目からやるか、あるいは、2年目以降にするかというのはまたもう一
つの。出しましょうよ、結論を。

岡本委員 どちらにしても住宅レベルまでは入らないからあれですよ。

黒沼委員 じゃ、1,000㎡にしましょう。

岡本委員 凍結防止帯の項目は入ってこないですね、検討を要する事項の中に。

高木委員長 それは、もうすべての、住宅をはじめ、すべての建築主は必要な措置を講
じるよう努めなければならないの中でやってもらうしかない。言いたいんですけ
どね、その凍結防止帯の話は。

黒沼委員 もし本当に環境性能についての情報が欲しくて、それを今後アピールするん
だったら、できるだけ大きくしないで、うんと500㎡でも1,000㎡でもしてお
いた方が、チェックしないんだったらいいんですよ。公表して、先進性を公
表すればいいわけですよ。それで、宣伝に使うと。そういう情報公開に使う
ということであれば、そんなに小さくしなくたって。

高木委員長 大きくしなくて。

黒沼委員 ごめんなさい。頭、おかしかった。

高木委員長 それはいいですが、いくつですか。

事務局 環境性能の建築確認を出した後、ただ出してもらうというと、正当に行われ
ているかどうかという確認ができないんですよ。それはもう業者が言ったこ
とをそのままアップするなりで、責任はなしということによるいいわけです
か。

高木委員長 だから、さっきも言ったけど、ただし非常に優秀なものに関しては、後に精
査して表彰の対象にするというようなことはあってもいいとは思いますが

ね。それが、ある意味逆にあまりむちゃくちゃなことを、やりもしない素晴らしいことをがんがんに書いてくると、その対象になると、何だ、うそをついているのかという話になると、今度は制裁の対象になる。

黒沼委員

でも、ちょっと素人の素朴な質問ですけども、それをもう本当にやって、素晴らしいものであるかどうかというチェックだって、専門家が実際に行ってみて、確認して、そして見ないと分からないんじゃないですか。

高木委員長

分からないですよ。だから、表彰の対象にするんだったら、そのぐらいやってもいいでしょう。だから、数件年間に出てきたものの中で候補、住宅の中で例えば3件とか5件、工場とかその他のもので3件とか5件候補を選んで、その中の3件、5件を専門家が見に行くことぐらいはそんなに難しいことではないんじゃないですか。壁の中に入っちゃうと分からないですけどね。それは分からないですけど。

で、皆さん、時間の都合もあるんですけど、500 m²か、1,000 m²か、2,000 m²かということの意見をいただきたい。

黒沼委員

委員長がプロなので。

高木委員長

私が言い出すのは言いだしにくいので、どなたかに言っていただければ。

川妻委員

1年目から500 m²というのは少し大変そう。かなり量が多くなるとね。1年目は1,000 m²という、そんなところでいいんじゃないかと思うんですが。

高木委員長

1年目はというのは、2年目以降は500 m²に。

川妻委員

それはちょっと様子を見てからということになりますね。

橋爪委員

じゃ、1,000 m²で。

高木委員長

よろしいですか。じゃ、一応1,000 m²ということで、8章のところです。

黒沼委員

この内容はいいの。

高木委員長

内容はさっき言ったことなので、もう何でもありでいいわけでしょう。省エネ対策、断熱化。

橋爪委員

いろいろなものを入れていいんですよ、自分の中で。少なくとも断熱は入るなという話で、あといろいろのところまで含めていいんじゃないですか。仕組みまで含めて、いろいろな自然の熱を使うだんだんだということを含めてね。

川妻委員

さらに専門家が必要だったら情報を集めたり、それから、高木さんは専門だから、ここの内容についてはぜひ県の方に指導していただいて。

高木委員長　　これでいいと思いますよ、さっきのあれだったらね。ちゃんと検証するよ
うのだとまたちょっと話は別ですけど。いいですか。

　　じゃ、8章の、これは実質的には電気のことしか当面はやりようがないとい
うことで、素案としては、一定規模以上の電力を県内に供給するエネルギー供
給事業者、一般、特定、特定規模というものの中で、一定規模以上のという言
い方を。一定規模以上という言い方を規則に書いていいんですか。書かなけれ
ばいけないことはないんですか。

川妻委員　　規則に一定規模はないでしょう。

事務局　　ないですよ。

川妻委員　　これは入れなきゃいい。

橋爪委員　　そりゃ、いれない。

高木委員長　　そりゃそうですよね。

川妻委員　　規則じゃない。

高木委員長　　例えば、10万kWh以上のというような数字を入れておくということですよ
ね。いくつがいいか全然わかりません。100万kWhと入れていると、ちょっと
省エネ進むと落ちてしまう危険性がありますけど。一番大きいところは。

川妻委員　　107万kWhだからね。

高木委員長　　10万kWhだったら、逆に言うともしかしたら。10万kWhは難しいか。

川妻委員　　新しい参入があって。

高木委員長　　バイオマス発電みたいなことを、事業として展開しようとしている方は、ど
ちらかというところに、ここに載ってきたいわけですから。1万kWhだったら、
可能性はある。

橋爪委員　　これはどういうことでしたかね。新しい事業者をうんぬんじゃなくて、既存
の事業者が再生可能なエネルギーに転換する割合、特に諏訪さんが言っていた
ような気がするんだけど、今の国の基準の割合よりも、もっと多くうんぬん。
だけどそれは・・・。

高木委員長　　いやいや、数値的には今の国のRPS法の数値以上に厳しいのを出すのは難
しいだろうということはコンセンサスとしてあって、再生可能エネルギーの導
入実績報告書を出してほしいというところが国より厳しい。

橋爪委員　　再生可能エネルギーの導入計画なんだけど、その種別についてはこの前の話
で企業、機密だのなんだの、そういうことからいって、再生可能というエネル
ギー源を、こういうエネルギーだよという形でやってくくって出していいとい

うことなんですね。

高木委員長

だからその内容を、出してほしいというのが一応この中では話はされていた。要するに現実問題として、情報公開制度を使えば手に入る情報なので、それをあらかじめ情報公開制度を使わなくても出せるような形で、ここに出したらいたがでしょうかというのが、諏訪さんが主におっしゃっていた意見です。中部電力さんは、県民意見としてはそれは難しいというご意見もいただいています。

黒沼委員

でも東電（東京電力）は公開しているって、諏訪さんのお話でしたよね。

事務局

公開の話なんですけど、事務局の方で確認はしたんですが、東電さんが自主的に公開をしたものではなくて、何かのアンケートに答えたものがどうも独り歩きをしているんじゃないかなということのようです。定かではございませんが。

高木委員長

いずれにしろ、情報公開を使えば出てくるというのはたぶん間違えのない、私自身も諏訪さんからそのデータを見せていただきましてけれど。

橋爪委員

いわゆる風力だとか。

高木委員長

いや、でもそんなものじゃなくて、どこどこ発電所というように、要するに橋爪さんのうちの太陽光発電でこのくらい、ということまで書いてあります。

橋爪委員

それはだけど、企業のうんぬんという、守秘義務じゃないな。

川妻委員

守秘義務じゃなくて、企業秘密で。

橋爪委員

企業秘密でそれを出した。

川妻委員

それがお客さんにも迷惑がかかるかとかというような言い方で、再三話があったり文章にも出ているんですよ。だからこの件では、かなり真っ向からぶつかっている案件なんですけどね。

橋爪委員

そうですね。企業で、いわゆるこういうことにどのくらい金をやっているということに対しては、自然エネルギートータルとしての枠は、%の枠はあるんだけど、それをどのように入れていくかというのが、企業戦略になるので、それを全部オープンにしろというのは、かなり無理があるような気がしますけどね。

黒沼委員

でも、電力を私たち受ける側にとっては、やっぱり知る権利があると思いますよ。受ける方としては、それを今まで公開しないで、独占でやってこられたというのが、内容はどういうふうになっているか、今後やはり公開していただきたいというのが、私達買うほうとしてはそういう立場なんじゃないですかね。

橋爪委員

いや、そうじゃないと思います。じゃあ、風力にどのくらいだとか、地熱にどのくらいだとか、これ割合によって設備投資が全部違ってくるので、それは今の電力の自由化、お互いに東京電力、中部電力、東北電力、乗り入れるということになってきているので、一方ではそういうことで、今度自由化をするような形にしてきているとかいうことになってきているので、私はそれはトータルとしての自然エネルギー、再生可能エネルギーという枠は、こういうものと、こういうものと、こういうものという限定はすべきなんだけど、じゃあ個々に何をどのくらいやるんだということは、私はそれは無理だと思いますね。

それは逆に言うと、従来のようにお互いに電力の乗り入れをしない、ここは中電よ、ここは何とかよという話だったら、今言ったことがあるかもしれないんですが、電力業界もやはり自由競争の時代に入ってきている。そういう中で、この間は九州電力からイオンだかが、中国地方のところで買うという話で。従来の電力業界を超えて、いよいよ動くようになってきている時代ですよ。そういうような電力業界はなっているから、それについて少し無理があるような気がしますね。

黒沼委員

それだったら余計あれなんじゃないですか。

高木委員長

ちょっと、時間もかなり押してきているので、今やっぱりこの議論をするときに諏訪さんがいらっしやらないというのが、大変議論しにくい状況にありますので、最終回のときに諏訪さんが来ていただけるかどうか分かりませんけれども、ちょっとその部分は止めておいて、もう一回諏訪さんがいらっしやるときに議論した方がいいのかなという気がしております。

それでただもし、今、事務局で決めてほしいとしているのは、一般電気事業者、特定電気事業者、どこを対象にするのかということと、それから一定規模の規模の大きさをやってほしいということと、それから会社全体のエネルギー供給量で、あるいは県内のエネルギー供給量のいずれで捉えるのかということ3つのことと、あと再生可能エネルギーの種類は何かということがあります。

再生可能エネルギーの種類は何かというのは、さっきの議論にたぶんくっつくので、諏訪さんがいらっしやる場がいいような気がしますので、それは置いておいて、それ以外の部分、事業者の対象はなんなのということと、規模はなんなのということと、会社全体のエネルギー供給、県内のエネルギー供給のいずれでとらえるのかということ3つのことを、今ここで決められるかどうか。それは決めてもいいかなという気がするんですが、現実的には、1社ですよ。

橋爪委員

1社ですよ、現実的にはね。

高木委員長

きちんと、例えば会社全体のエネルギー供給量で出していただいても、考えてもいいし、長野県内で出していただいても、要するにその1社から、せめてその1社からは、この計画書が出てほしいわけですから、だとすればそれがしっかり引っ掛かる数値であれば、別に数値はなんでもいいわけですよ。

川妻委員

10万kWhでも、1万kWhでもいい。

高木委員長

10万kWhでも1万kWhでもね。

一般電気事業者というふう限定してしまうと、ほんとに1社だけしがあり得なくなる。それに対して事務局の素案の「一定規模以上の」という言い方、一定規模の数字は10万kWhなのか、1万kWhなのか知らないけど、その電力を県内に供給するというと、ひょっとしたらバイオマスとかエネルギー発電をしている事業者が育ってきて、そこに引っ掛かってくる可能性はあると。

育ってきたら、引っ掛かった方がよくですよ。

橋爪委員

よく分からないんだけど、そこはもう再生可能なエネルギーとか、いろいろな話があって、何とも言い難いなど。何とも言い難いというのは、ものすごい大きなメジャーがあって、ほんのわずかですよ。その業者に義務付けをさせるという話ですよ、今。

義務付けは必要ないんじゃないかなと思います。

高木委員長

じゃあ、逆に言うと10万kWhぐらいにしておけば、要するに中部電力に対抗し得る勢力になってきたときに、初めて義務付けが掛かってくるということですよ。

川妻委員

でもこの義務付けも、再生可能エネルギー導入計画書だからね。今、想定しているのはね。水力とか何とかと言っているのは、そのもので、再生エネルギーで立ち上げようというのが出れば、それはちょっと先の話だね。まだね。この2、3年の話じゃなくて。

高木委員長

一定規模は、じゃあいくつ。でも100万kWhだと中部電力が落ちちゃうかもしれませぬよ。それはちょっとまずいでしょ。

川妻委員

対象は、この3つにするというのはいいんじゃないでしょうかね。そういう部分で。

高木委員長

だから一定規模以上の電力を県内に供給するエネルギー供給事業者というのはオーケーだと。一定規模というのは、100万kWhだとちょっと省エネ進んだときに問題がある危険性があるから10万kWh、50万kWhでもいいけど。それでも10万kWhぐらい。こういうことでよろしいでしょうかね。

それ以外の、再生可能エネルギーの資料はないかというのが、最終回の宿題に残ってしまいました。

橋爪委員

こちら辺になると、諏訪さんがいないとだめになっちゃうね。

黒沼委員

そうそう、専門家がいないとね。

川妻委員

あの要綱のところ、橋爪さんの意見とは異なって再生可能エネルギー計画書の中身が書いてあるんですよ、41番ね。一応ここまでで議論して、あと規則をどうするかということになっていて、その過程で別の意見が業者の方から出ているんですが、趣旨としてはそういう中身になっていると。

橋爪委員

再生可能エネルギー、どこにあるんでしたっけ。

川妻委員 14 ページで。番号が 41 番。

橋爪委員 41 番ね。

川妻委員 導入計画書の作成、そこには。

高木委員長 でもその再生可能エネルギー導入計画書の様式については、規則で定めるわけだから、様式として例えば水力はこのぐらいた、原子力はこのぐらい。原子力は再生可能じゃない。水力はこのぐらい、風力はこのぐらいというのは、どこまで書かせるのか、再生可能エネルギー全体としてどのぐらいというふうにするのかは、また諏訪さんがいるときに。

橋爪委員 個別のうんぬんということは、ここにはまだ決めていないですね。

川妻委員 そうそう。

高木委員長 一応これで。

事務局 今、10 万 kWh。

高木委員長 10 万 kWh じゃなくて、10 億 kWh。すみません。だから、今の現在の中部電力の 10 分の 1。県内ですよ。県内です。県内です。県内です。県内と。

事務局 県内の電力供給量はいいんですが、県内の再生可能エネルギー利用量なんていうのは出るのかどうかって。

橋爪委員 それはいいんじゃないですかね。全体のある割合が長野県で、その割合という形で。

事務局 それは国に出したものの、電力供給量全体分の長野県分の数値にしかすぎないですよ。ということじゃないと、あんまり R P S 法と差異がないのかなという感じがします。

高木委員長 だから差異がないのか、それとも再生可能エネルギーの内容まで書かれて差異が出るのかという議論が残っている。だから、そうなんです。さっき橋爪さんがおっしゃっていたものだと、国のものとまったく同じになっちゃうから、差異がまったくなくなる。

橋爪委員 国のものと差異をつけるというと、私は差異をつけるのは内容に差異をつけるのか。例えば%がうんぬんというような、もうこれは%は非常に微妙なところがある。何年という長期の話になるんで、これは 1 年、2 年じゃなくて、5 年単位ぐらい向こうの話になっちゃうので、非常に難しいことだと思うんだけど、どうしても先ほどから引っ掛かっているのは、企業とかにある開発の状況をオープンにしようという話になるんで、諏訪さんが来たところでの話になるんで、むしろ種類で、再生可能エネルギーとは何を言うんですかというところ

では、議論はちょっとあるような気がしますけどね。そのごみ発電のうんぬんというところにあってはだめよとかね、それが議論があるような気がしますけど。

岡本委員 そこが重点でしょうね。

橋爪委員 ええ。

宮本委員 でも、ごみ発電の熱はもったいないですけど、そこへまたプラス何かを入れて、溶融炉のようにずっと燃やしていると、またどんどんごみが増えていくという気がして。

高木委員長 要するに、ごみ発電の問題は、ごみ発電を維持するためにどうやってごみを集めるかというところが出てきてしまっている現実があるから、それをどういうふうに扱うかという問題ですね。
 よろしいでしょうか。

岡本委員 再生可能エネルギーというものが、それぞれ何種類かあるんだけど、経済性に非常に差異があるわけですよ。そうすると中身を決めないで再生可能という、だから再生可能という形になった中で、ごみというのを除外した範疇につくってあるわけだけど、新エネルギーというR P Sの枠の中で考えると、結局ごみ発電が入ってきて、ごみはむしろお金をもらって集めてきて、それでただ燃して電気を取り出せばいいわけだから、太陽光発電をつけたり、水力発電で手続きに手間を掛けたりするよりも、ずっと安易にできるから。

黙っているとごみ発電だけがいびつに伸びていってしまうと、R P S法を作ろうとした趣旨はヨーロッパなどから学んで、要するに再生可能エネルギーをつまり高いからこそ応援して、伸ばしていきたいという趣旨で始まったものが、そこへごみ発電が範疇に入ってきたことによって、まったく効果が発揮できないと。

今、宮本さんがおっしゃったように、逆に言うにごみ発電も新エネルギーだからいいじゃないかという形で、実際私の隣の御代田町の新エネルギービジョンなんていうのは、「御代田町の新エネルギーの中で、一番有望なのはごみ発電です。」と書いてあるわけです。そんなたちの悪いものも出てきてしまうということに対して、やっぱり中身が見えるようなものにしておかないと、中で何が起きているのかわかりませんと、こういう話ですよ。

宮本委員 悪循環していくんですよね。悪循環しない場合も、温水プールになったり、上田の老人福祉センターのお風呂になったり、そういうのもある。

岡本委員 目立たなくなっていっちゃう。

宮本委員 うん、そうですね。

高木委員長 もちろん、無駄にしているよりはプールだろうと、老人ホームのお風呂だろうと、何だろうとどんどん使えばいいですよ。ただニワトリと卵じゃないけど、そのためになっちゃうと困りますよという話です。ちょっとあまりこの話をし

ても。

いいですか。一応与えられた議題としてはこれでいいんですが、ほかにも資料がいっぱいあったりするんですが、この辺は特によろしいでしょうか。

黒沼委員

駐車場の、これ。

事務局

ほかについていますのは、ただ今、説明をしてもらいました、大阪府の条例あるいは京都市の規則、それから駐車条項だとか、ほかの法律の抜粋、それから県民意見も先ほど見ていただきましたが、今の再生可能エネルギーのところは、ナンバー 8 番、非常に多くの意見をくださっております方がおります。たぶんこの辺だろうと思いますけど、いわゆる価格に影響するのもあるとか書いてございますので、また後ほどお読みだけおいていただければと思います。

あと骨子(案)の地区説明会の議事録、それから第 7 回の条例検討会の議事録をお手元につけさせていただいてございます。後ほどご覧をいただければと思います。

以上です。

では、もう次回の予定でございますが。

高木委員長

はい、よろしいですか。皆さん、よろしいですか。

川妻委員

これは何か直して、というのは、もう終わっている。こっちは終わっているんでしょうか。

事務局

今回は正式な議事録ということで。

川妻委員

はい、分かりました。

事務局

次回でございますけれども、12月の19日午後1時から予定をさせていただいてございますが、ご都合の方。

高木委員長

場所は、合庁西と。

事務局

場所は西庁舎の。

この庁舎の、ここではないと思いますけれども、また追ってご連絡を差し上げたいと思います。いずれにしてもこちらの庁舎になります。

高木委員長

諏訪さんには、ぜひご出席願えるように。彼女がいないとやっぱり、この部分は止まってしまうものがあるから。

事務局

19日は一応、全員出席をいただけるという予定の中で組まさせていただきました。

岡本委員

最初からのプログラムだものね。

事務局

よろしいですか。よろしければ、これでという。

高木委員長

はい。ではこれで、今日の会議は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

黒沼委員

お疲れさまでした。

事務局

どうも、長時間に渡りありがとうございました。それでは、また 19 日によろしくお願ひしたいと思ひます。

(議事録中の の部分は確認できなかった部分です。)